

真室川町公共施設等総合管理計画

令和5年3月

真室川町

真室川町公共施設等総合管理計画

目 次

第1章	はじめに	1
1	背景と目的	1
2	計画の位置づけ	3
3	対象範囲	5
4	計画期間	6
第2章	本町の現状と課題認識	7
1	人口の推移	7
(1)	総人口の推移	7
(2)	年齢別人口の将来見通し	8
2	財政の状況	10
(1)	歳入・歳出の状況	10
(2)	投資的経費の推移	12
(3)	地方債残高・積立金残高・実質公債費比率	15
3	公共施設等の現状	16
(1)	公共施設等の総量一覧	16
(2)	公共建築物の総量把握	16
(3)	インフラ施設の総量把握	24
4	公共施設等の更新費の将来見通しと課題	29
(1)	公共施設等に関する将来の修繕更新費の推計方法	29
(2)	公共建築物の将来更新費の見通しと課題	32
(3)	インフラ施設の将来更新費の見通しと課題	33
(4)	全公共施設等の将来更新費の見通しと課題	37
第3章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針	39
1	公共施設等の管理に係る課題と基本方針	39
2	将来更新費用縮減に向けた検討	41
(1)	検討ケース①：各個別施設計画等の取組みを実施した場合の将来費用	41
(2)	検討ケース②：公共建築物の減築	44
(3)	検討ケース③：公共施設等の工事平準化	45
(4)	公共施設等の管理に関する基本方針	46

3	公共施設等総合管理計画を実現するための実施方針	47
	(1) 予防保全型維持管理・長寿命化による修繕・更新費の縮減	47
	(2) 公共建築物の質と量の最適化による修繕・更新費の削減	48
	(3) 修繕・更新工事の分散・分割による修繕・更新費の平準化	48
4	公共施設等の適正管理に関する実施方針	49
5	施設類型ごとの適正管理に関する実施方針	53
	(1) 公共建築物	54
	(2) 道路	67
	(3) 橋梁	69
	(4) 上水道施設	70
	(5) 下水道施設	72
	(6) 公園施設	74
第4章	計画の推進に向けて	76
1	全庁的な取組み体制	76
2	計画の進行管理	77
3	公共施設等の質と量の最適化	78
	(1) 住民等との合意形成	78
	(2) 公共建築物の再編・利活用の推進	78
4	広域的な連携の取組み	79
	(1) 周辺自治体との連携の推進	79
	(2) 官民連携の推進	80

第1章 はじめに

1 背景と目的

真室川町には、住民生活や産業基盤である道路や上下水道をはじめ、学校、コミュニティ施設、保健施設など、様々な公共施設があります。これらの施設は、高度経済成長期を中心に整備が進められ、住民の生活環境や経済活動を支えてきました。しかし、年月の経過に伴い、経年劣化や耐震性能不足等がみられ、今後これらの施設を維持管理していくには、大きな財政負担が生じることが予想されます。

このため、各施設の所管課では、個別施設の点検や修繕・更新等の対策を計画的に進めることによって、これまでの「対症療法型の管理」から「予防保全型の管理」に転換し、公共施設の長寿命化等により維持管理費の縮減等を推進する必要があります。

このようなことから、各課が個別で管理・計画している公共施設について、施設全体を包括し総合的かつ計画的な管理の考え方と基本方針を方向づける「真室川町公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定しました。

その後、国において、公共施設等総合管理計画については、不断の見直しを実施し順次充実させていくことが適当であるとの考えのもと、平成30年2月及び令和4年4月に総合管理計画の策定にあたっての指針を改訂するなど、各地方公共団体に見直しするように要請しているところであり、これを受けて、本町においても、本年度策定中の個別施設計画の考え方をフィードバックさせるなど本計画を改定し、公共施設等の適正管理の更なる推進に取り組むこととしました。

<計画の目的>

① 財政の見通しと世代間の経費負担の平準化

- ・投資的経費の推移の把握
- ・公共施設等の更新ピークの予測
- ・投資的経費の負担の平準化

② 事後の対症から予防保全型の管理への転換

- ・予防保全型の維持管理
- ・公共施設の安全・安心な状態の保持
- ・劣化進行等による施設利用者への影響の抑制

③ 公共施設等の更新と長寿命化の計画的な推進

- ・公共施設等の総量の把握
- ・将来の更新費の算定
- ・施設の集約、複合化、長寿命化の方針策定

<期待される効果>

① 施設の長寿命化・財政負担の平準化

- ・総合的かつ計画的な維持管理による、施設の長寿命化
- ・投資的経費に関する財政負担の平準化

② 利用者(第三者)の被害を予防・抑制

- ・予防保全型の管理への移行
- ・定期的な点検と適切な改修、更新
- ・老朽化に伴う利用者(第三者)被害の予防、抑制

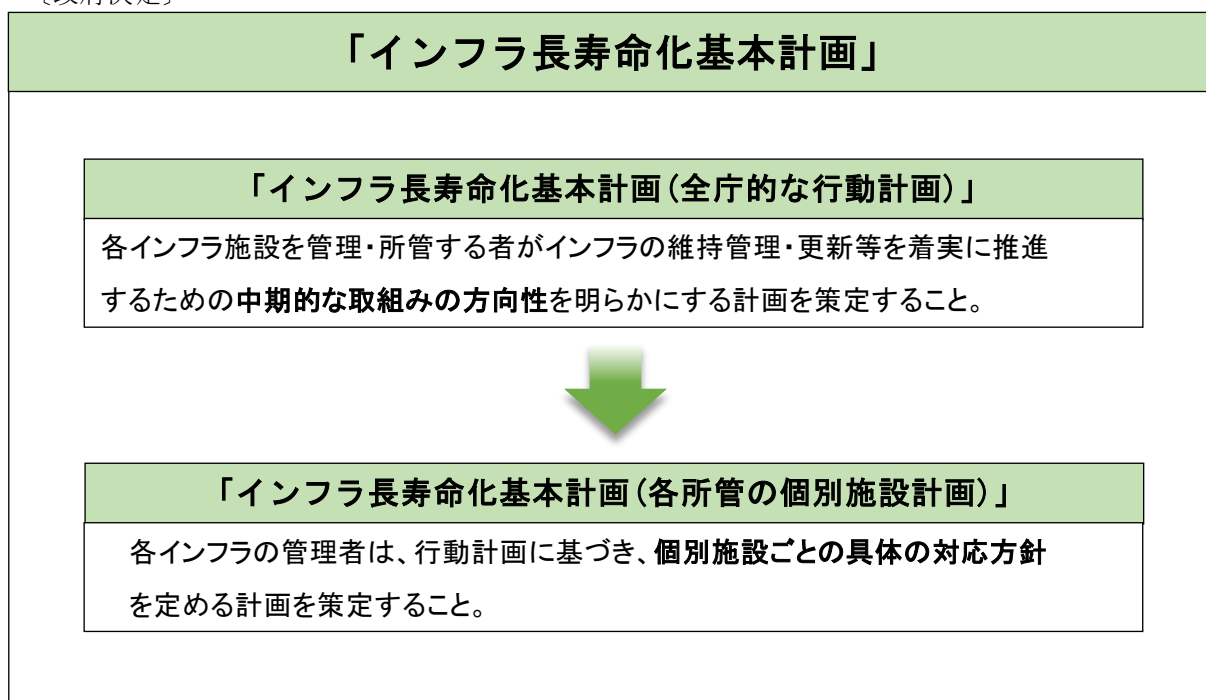
③ 大規模改修や更新費に関するトータルコストの縮減

- ・公共施設の集約、複合化、統合、再編
- ・大規模改修や更新費に関するトータルコストの縮減

2 計画の位置づけ

平成 25 年 11 月 29 日の「インフラ*老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」が政府決定され、平成 26 年(2014 年)に総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(現時点の最終改訂指針は令和 4 年 4 月)が示され、先のインフラ長寿命化の行動計画と一体のものとして、「公共施設等総合管理計画」を策定するように要請がありました。本計画は、本町における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を方向づけるため、「真室川町公共施設総合管理計画」の策定を行うものです。(図 1-1)

[政府決定]



出典：平成 25 年 11 月 29 日【インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議】より

図 1-1 インフラ長寿命化計画の概要

[語句説明]

インフラ：道路・公共施設など「産業や生活の基盤となる施設」のこと。

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」とは、過去に建設された多くの公共建築物やインフラ施設において、更新時期の集中に備え、施設の再編・利活用と財政負担の平準化を図るため、地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を要請したものです。(図 1-2)

〔総務省事務連絡〕

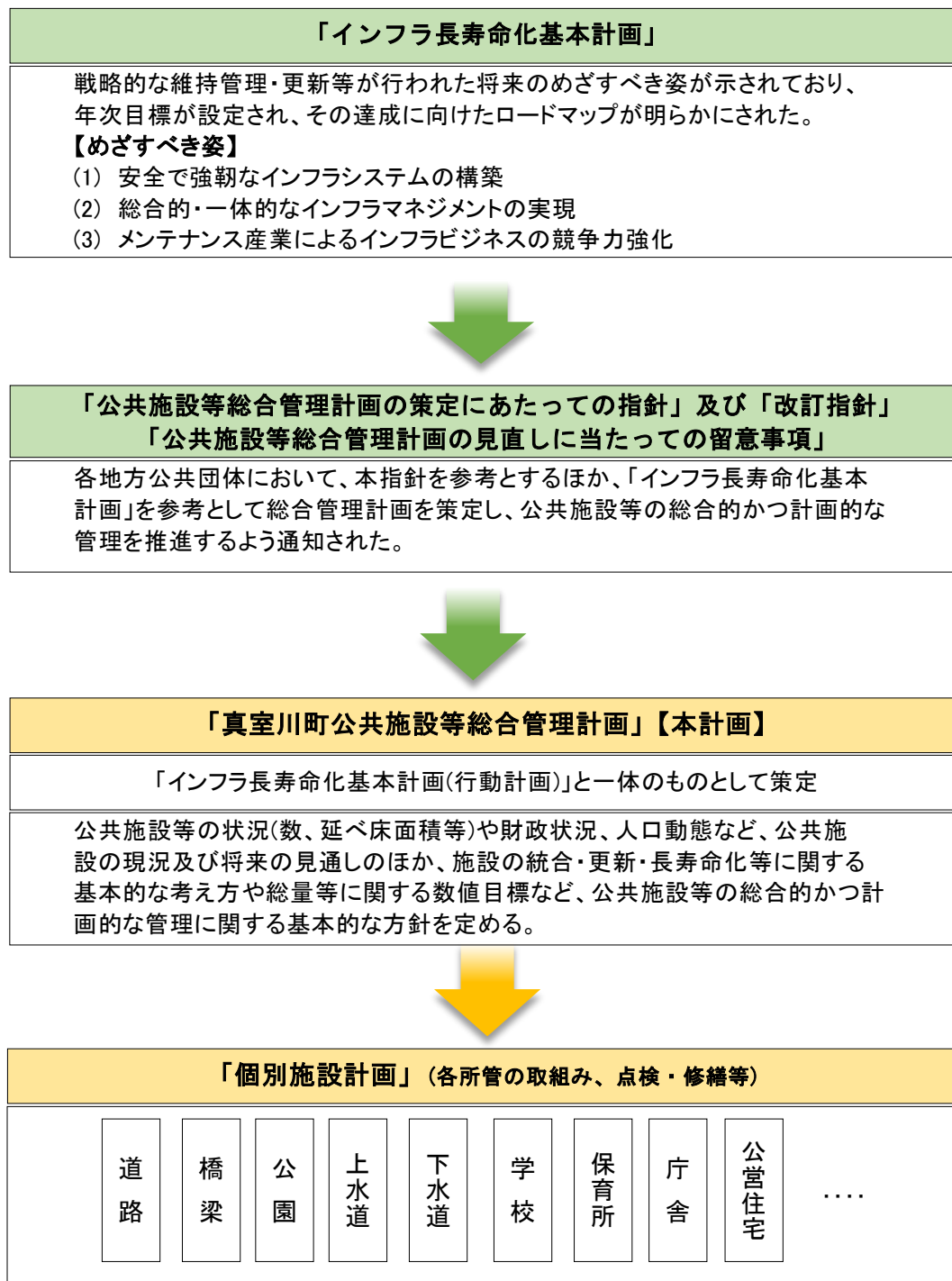


図 1-2 総務省の指針と本計画の位置づけ

3 対象範囲

本計画は、30年先の人口と財源を見据え、全庁的な取組み体制により、総合的かつ計画的な管理の基本方針を策定するものです。本町が所有・管理する公共建築物とインフラ施設(以下「公共施設等」という。)は、次の通りです。(表 1-1)

表 1-1 対象施設とする公共施設等

種類		総量
公共建築物		60 施設
インフラ施設	道路	195km
	橋梁	112 橋
	林道	52km
	都市公園	2 箇所
	上水道施設(管路)	145km
	下水道施設(管路)	15km

(令和3年3月時点)

※都市公園内の主な建物は公共建築物で取り扱う。

※ただし、「国土交通省インフラ長寿命化の行動計画(平成26年5月)」を参考に、次の施設を除く。

- 1) 自然災害や事故等の短期の外的要因に左右される施設(経年劣化によらない施設、例えば法面斜面・急傾斜地崩壊防止施設)
- 2) 予防保全の効果が見込めない精密機械・消耗部材(例えば機側操作盤、無線通信機器)
- 3) 財政にほとんど影響しない小規模の施設等、本計画の趣旨に合わない施設

4 計画期間

総務省の指針においては、将来人口の見通しとして 30 年先を見据え、公共施設等総合管理計画を改定するものとしています。本町において、将来発生が予測される公共施設等の大規模改修と更新費を試算すると、2042 年(令和 24 年)と 2054 年(令和 36 年)及び 2062 年(令和 44 年)に更新のピークを迎える見込みとなります。

総務省の指針に整合した長期的な視点を持ちながら、本町で投資的経費の財政負担が大きくなる大規模更新期に備えるため、本計画の期間を 2023 年から 2052 年までの 30 年間とします。この期間を 3 つの階層の推進期間に設定し、10 年ごとに繰返し計画内容を見直すことで、継続的にインフラ長寿命化の取組みを推進します。

(図 1-3)

年度区分	全庁的	各所管
2023 年度～2032 年度 (令和 5 年度～令和 14 年度)	真室川町公共施設等 総合管理計画 	第 1 期 個別施設計画 
2033 年度～2042 年度 (令和 15 年度～令和 24 年度)		第 2 期 個別施設計画  見直し
2043 年度～2052 年度 (令和 25 年度～令和 34 年度)		第 3 期 個別施設計画 

図 1-3 計画期間の階層と見直しイメージ

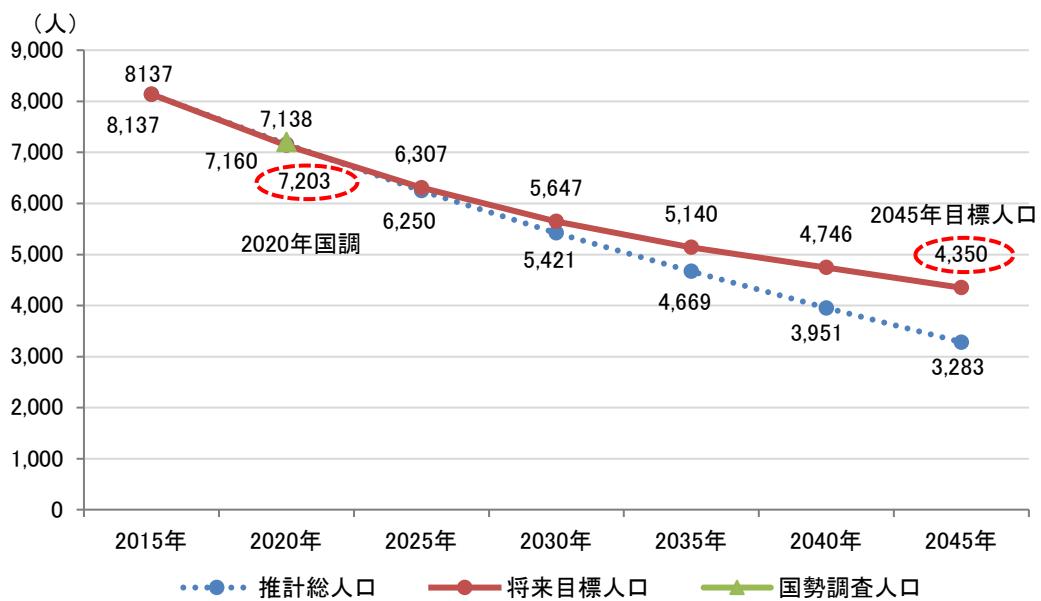
第2章 本町の現状と課題認識

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

- 現在の人口*1は約7.2千人です。
- 「真室川町人口ビジョン」では、2045年の目標人口を約4.4千人としています。

本町の人口は、2020年時点では、7,203人です。2045年には3,283人*2まで減少すると予測される推計人口に対し、「真室川町人口ビジョン」では、各種施策等を講じることで4,350人までに抑える目標人口を設定しています。(図2-1)



出典：「真室川町人口ビジョン」より

図 2-1 人口の推移と予想

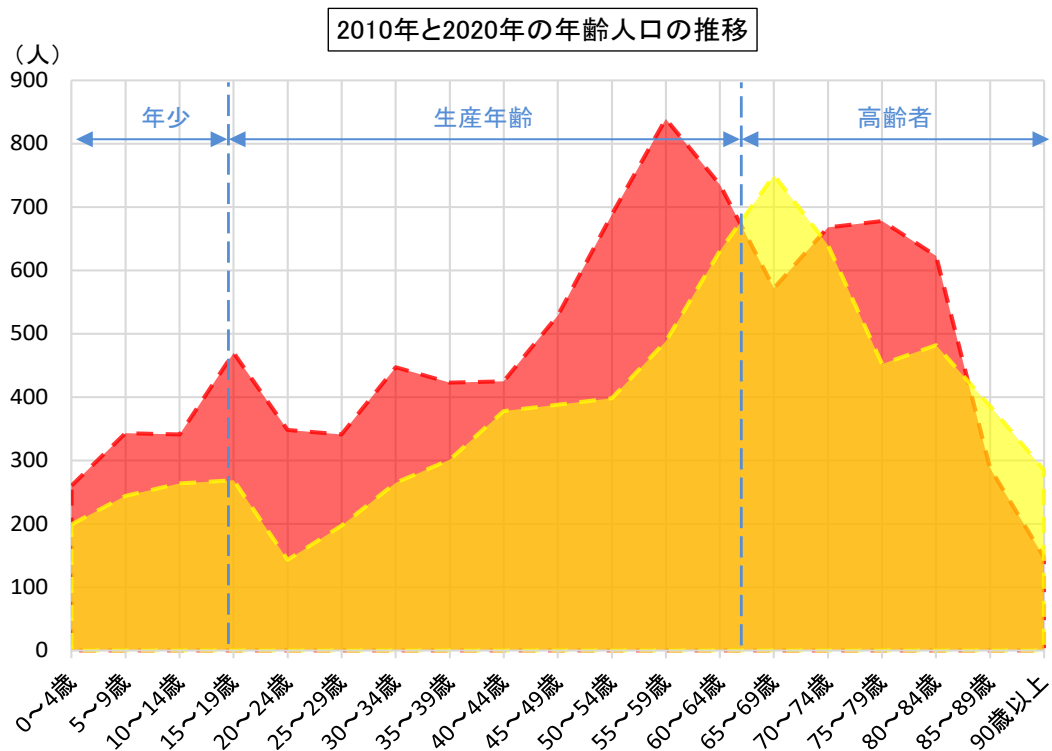
*1 2020年度国勢調査人口(真室川町は7,203人)より。

*2 資料：(予測値)国立社会保障・人口問題研究所公表資料より。

(2) 年齢別人口の将来見通し

- 2020年の高齢者人口率は約42%、生産年齢人口率は約48%です。
- 2030年には、高齢者人口が約49%に達し、生産年齢人口率は約42%に減少します。

「国立社会保障・人口問題研究所(平成30年3月)」の市区町村別の推計によると、本町の人口は、2030年には推計で5,421人に減少し、2020年と比較して高齢者人口は42%から49%に増加し(+7%)、生産年齢人口は48%から42%に減少する(△6%)見込みです。また、15歳未満の人口は10%から9%まで減少する(△1%)見込みです。(図2-2、図2-3)



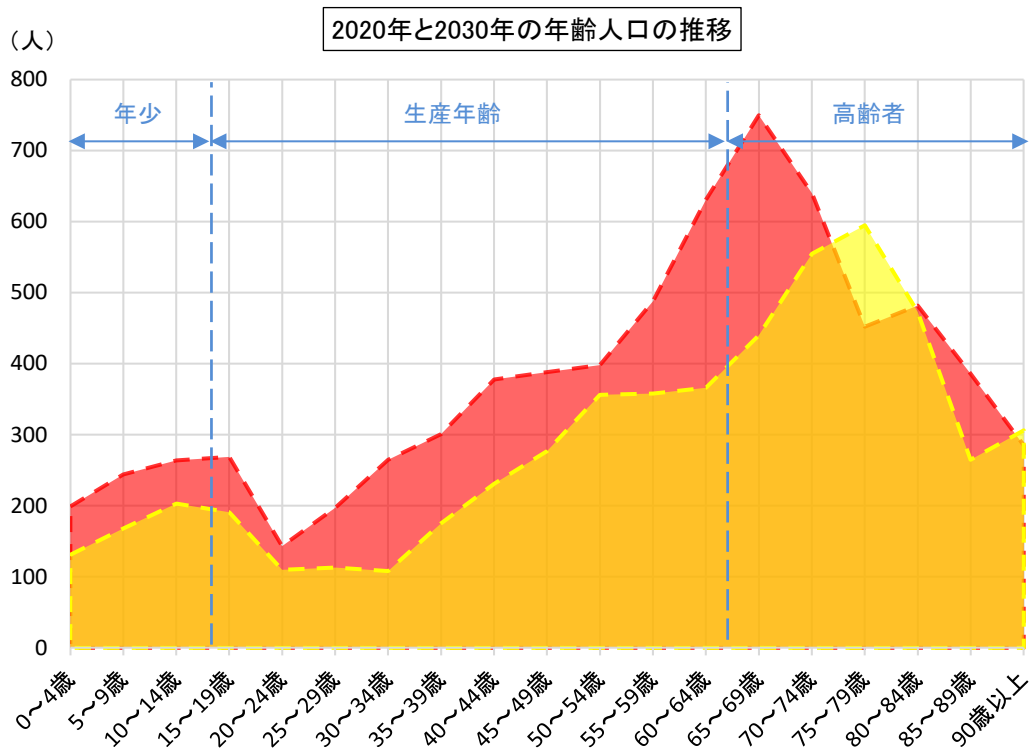
	2010年の方が人口が多い年齢層
	2010年の人口構成
	2020年の方が人口が多い年齢層
	2020年の人口構成

年齢別割合	2010年 (H22)	2020年 (R2)	推移率
高齢者(65歳以上)	32	42	10%
生産年齢人口(15~64歳)	57	48	△9%
年少人口(0~14歳)	10	10	0%

出典：(実績値)国勢調査人口より

出典：(予測値)国立社会保障・人口問題研究所公表資料より

図2-2 これまでの年齢別の人口と世帯の推移(2010年と2020年)



	2020年の方が人口が多い年齢層
	2020年の人口構成
	2030年の方が人口が多い年齢層
	2030年の人口構成

年齢別割合	2020年 (R2)	2030年 (R12)	推移率
高齢者(65歳以上)	42	49	7%
生産年齢人口(15~64歳)	48	42	△6%
年少人口(0~14歳)	10	9	△1%

出典：(実績値)国勢調査人口より

出典：(予測値)国立社会保障・人口問題研究所公表資料より

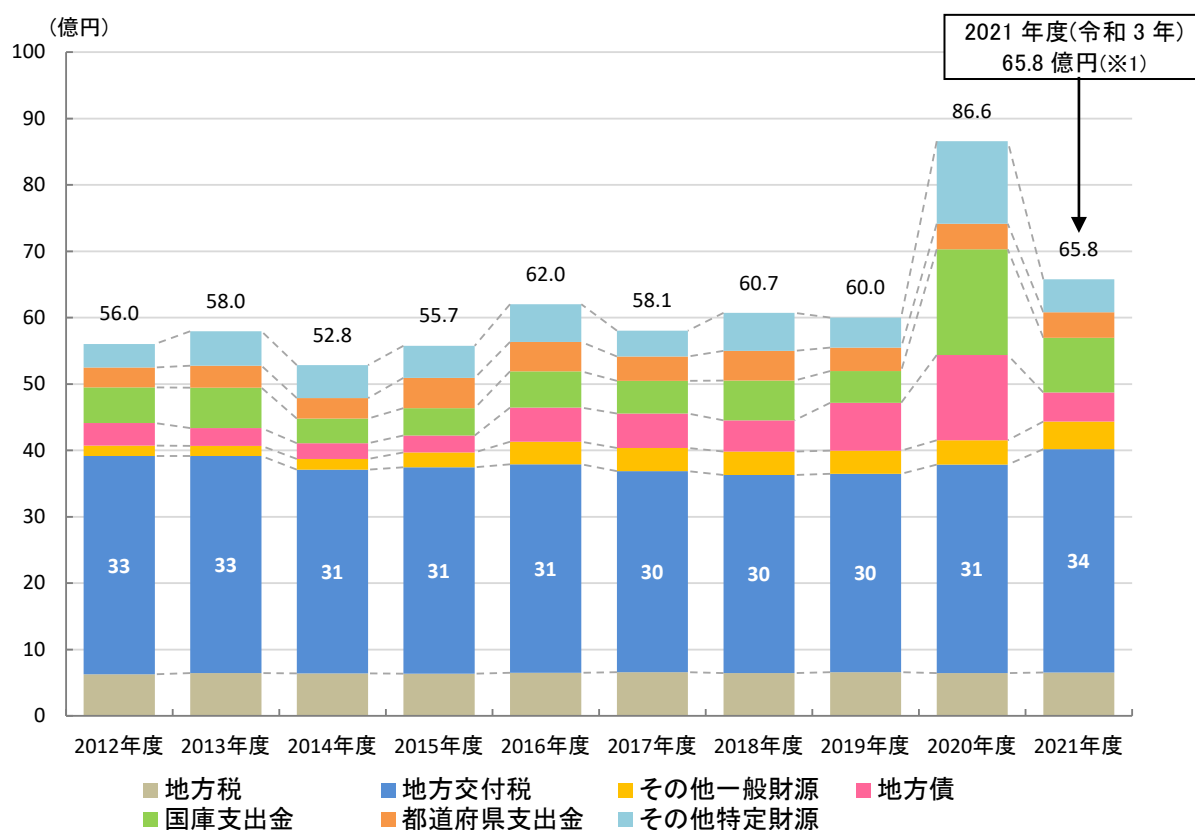
図 2-3 これからの年齢別の人口と世帯の推移(2020年と2030年)

2 財政の状況

(1) 歳入・歳出の状況

●歳入・歳出は、2012年度～2021年度の10年間は概ね50～60億円台で推移しています。

歳入は、2012年度～2021年度は52.8億円～86.6億円の範囲で推移しており、2020年度以外は大きな変化は見られません。地方交付税が全体の49%～59%（2020年度除く。）を占めており地方交付税への依存度が高いことが分かります。（図2-4）



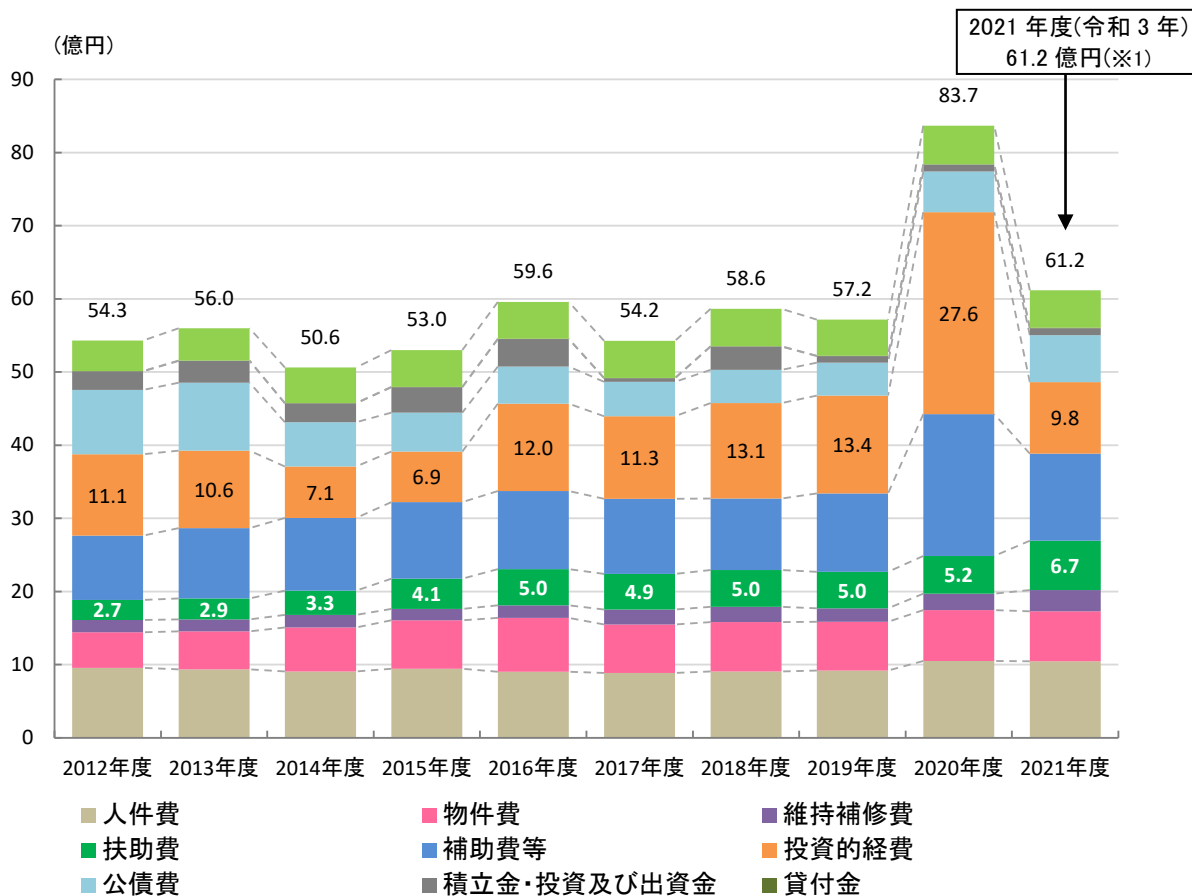
(※1) 合計値は各内訳の小数点端数処理により誤差を含む。

図 2-4 歳入の推移

歳出は、歳入と同様に、2012年度～2021年度は50.6億円～83.7億円の範囲で推移しており、2020年度以外は大きな変化は見られません。

また、投資的経費には年度ごとの増減が見られるものの、歳出の構成に大きな変化は見られません。

しかし、少子高齢化により今後の増加が見込まれる扶助費は、2012年度から2021年度にかけて約2.5倍に増加しています。(図2-5)



(※1) 合計値は各内訳の小数点端数処理により誤差を含む。

図 2-5 歳出の推移

[語句説明]

- 人 件 費：職員の給与及び手当や委員等の報酬など。
- 物 件 費：事務用品の購入、光熱水費や郵便料、施設の清掃や警備に関する費用。
- 維持補修費：道路や建物などが壊れたときの修理費。
- 扶 助 費：生活などに困っている方を支援する費用。
- 補 助 費 等：行政区などのさまざまな団体への補助金など。
- 投資的経費：道路や建物などを整備する経費。
- 公 債 費：借入金の返済額。
- 積立金、投資及び出資金、貸付金：貯金したり、住民へお金を貸したりする費用。
- 繰 出 金：一般会計以外の特別会計を支援する費用。

(2) 投資的経費の推移

- 投資的経費は、2020年度が27.6億円で最大です。
- 公共施設等の修繕・更新等に充当できる投資的経費の実績値は、2012年度～2021年度の年平均で8.4億円/年です。
- 新規投資、用地取得を含めた投資的経費の実績値は、2012年度～2021年度の年平均で10.6億円/年です。

2021年度における歳出の内訳は、多い順に、補助費等 19.5%、人件費 17.1%、投資的経費 16.0%、公債費 11.1%、物件費 11.0%等となっています。(図 2-6)

この中で2021年度における投資的経費は、9.8億円となります。内訳は、用地取得に0.05億円、公共建築物の修繕等に2.1億円、道路及び橋梁の修繕等に3.1億円、その他に4.5億円となっています。(図 2-7)

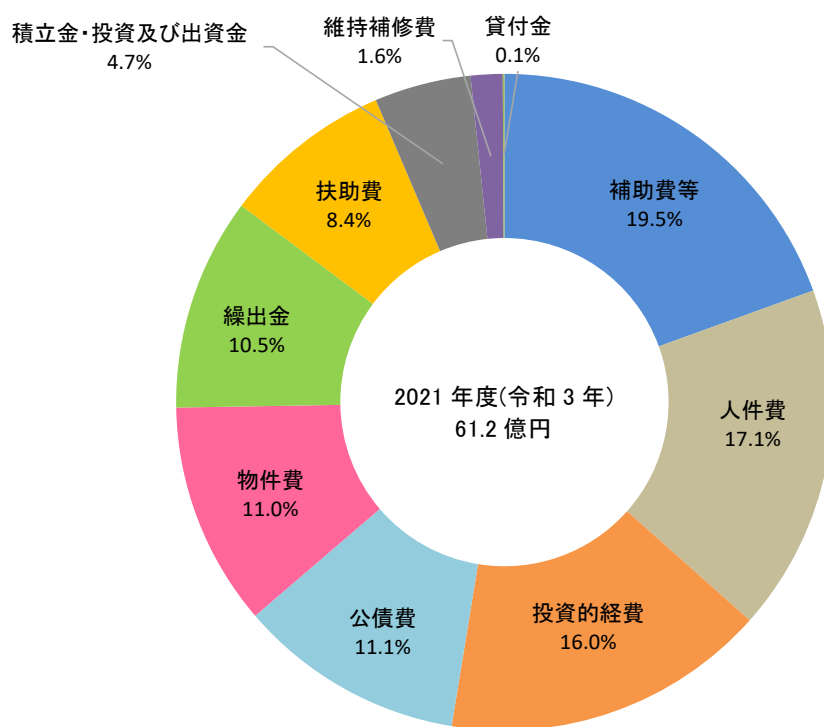
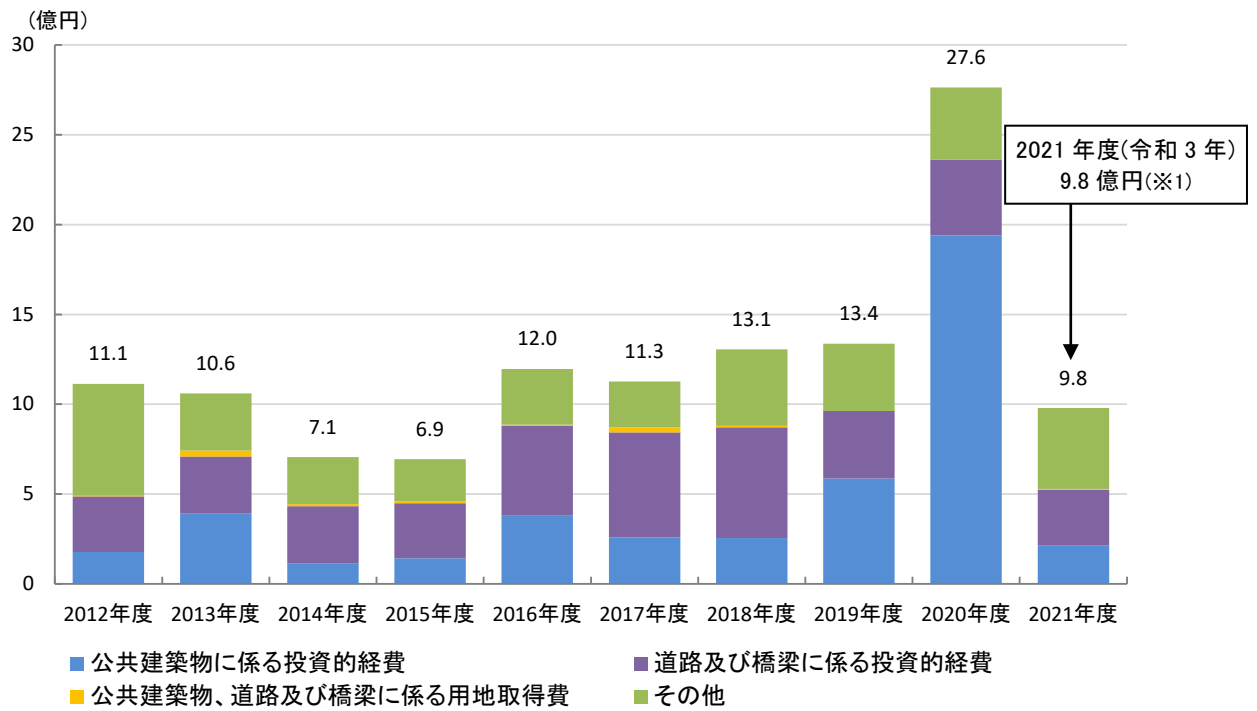


図 2-6 歳出決算額の性質別内訳 (2021 年度)



(※1) 合計値は各内訳の小数点端数処理により誤差を含む。

図 2-7 投資的経費の推移と内訳(一般会計)

本町所有の公共施設等の「既存更新分」に関する投資的経費は、過去10年まで遡った実績値の平均を使用します。2012年度～2021年度の10年平均として約8.4億円となります。(図2-8)

また、「新規整備分」と「用地取得分」も含めた投資的経費の実績値は、10年平均値で約10.6億円となります。(図2-9)

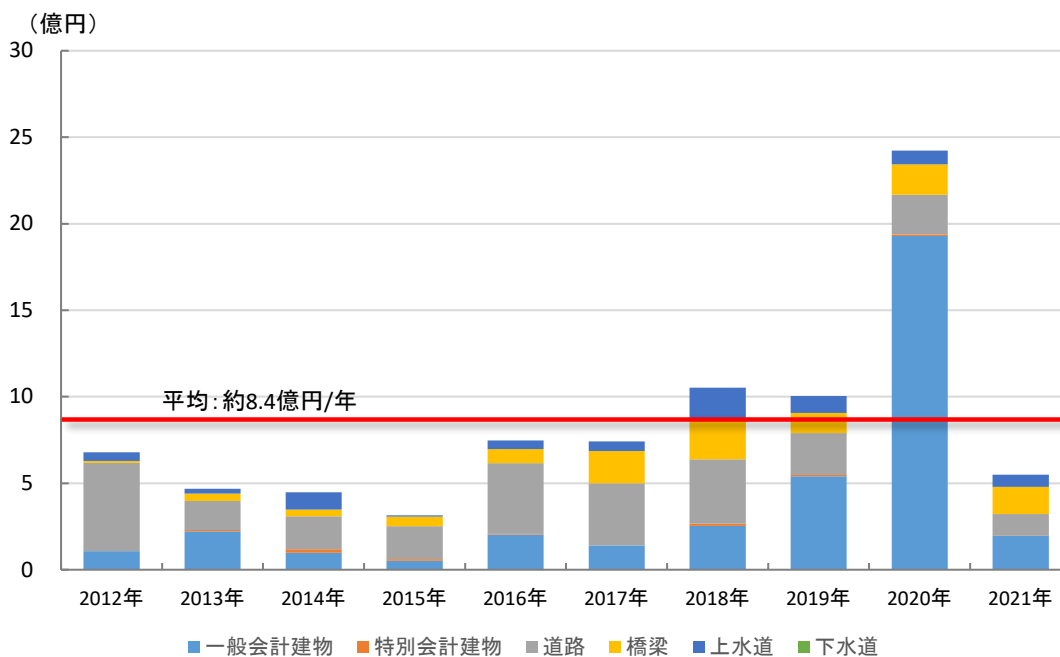


図 2-8 「既存更新分」のみの投資的経費

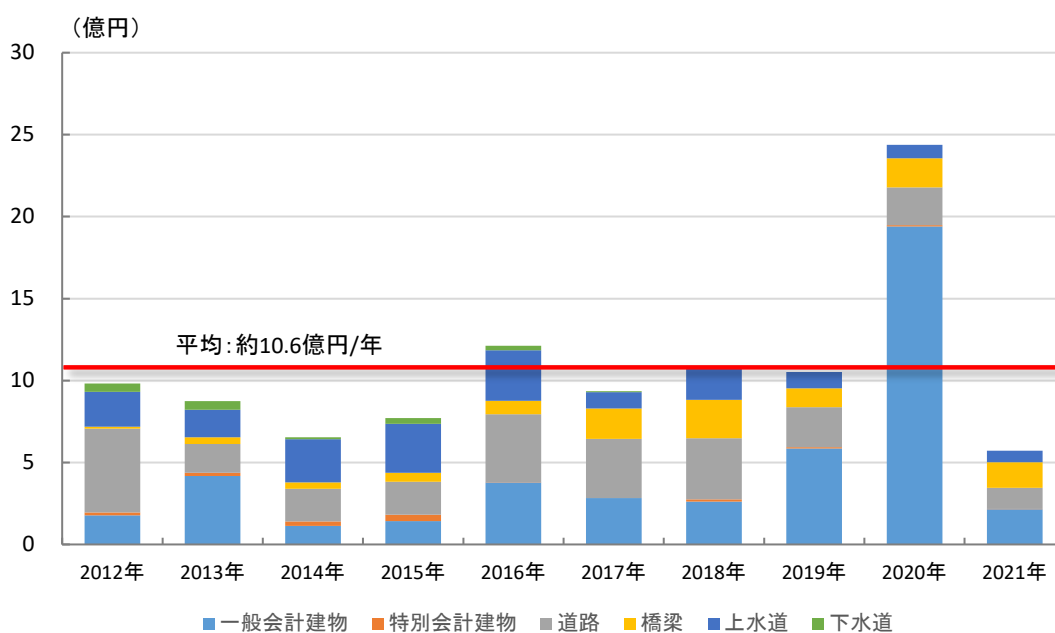


図 2-9 「新規整備分」「用地取得分」も含めた投資的経費

(3) 地方債残高・積立金残高・実質公債費比率

- 地方債残高は、近年増加傾向であり、2021年度は約69億円となっています。
- 積立金残高は、2019年度から減少傾向となり、2021年度は約14億円となっています。
- 実質公債費比率は、2017年度からは微増横這い傾向になっており、2021年度は5.5%となっています。

本町の全会計の地方債残高は、2012年度が約82億円で、2018年度は65億円となり、割合で約20%の削減となっていました。その後、残高は増加傾向となりました。

財政調整基金やその他の特定目的基金を合算した積立金残高は、2021年度で約14億円となっています。財政調整基金は、歳入が不足する年に取り崩すことで財源を調整するなど計画的な財政運営を行うための貯金であり、不測の事態に対応できるよう一定水準の維持が必要です。

財政の健全化判断比率の指標である実質公債費比率は、2012年度より改善されてきており良好な状態にありましたが、2017年度からは微増横這い傾向になっています。(図2-10)

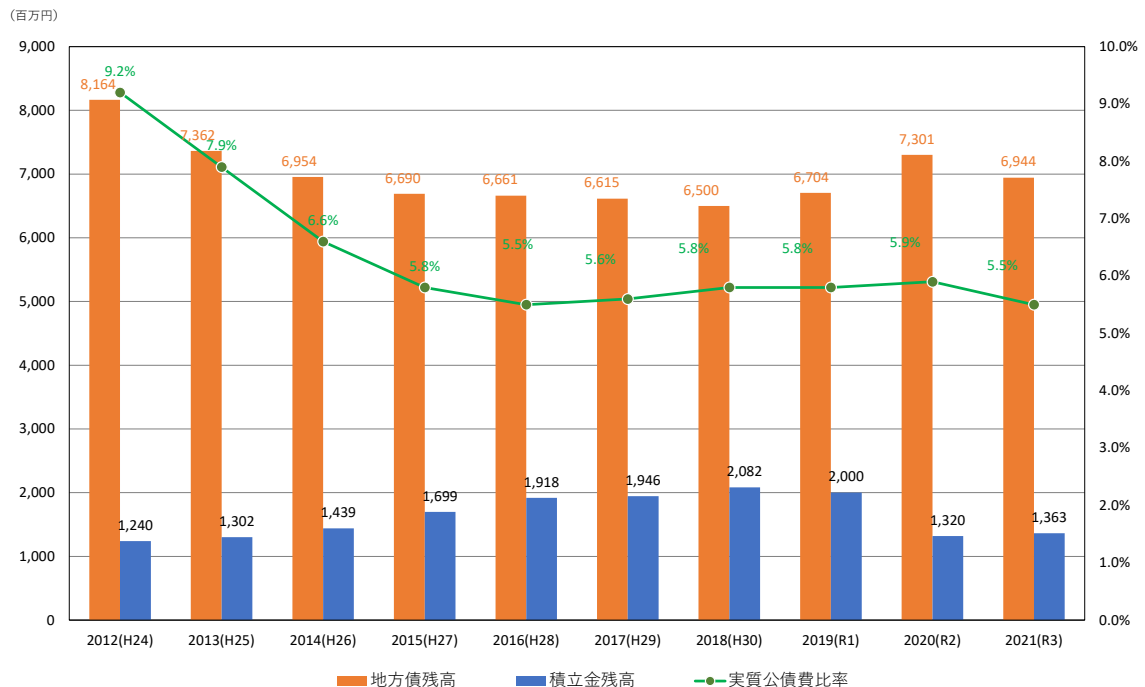


図2-10 地方債残高・積立金残高・実質公債費比率の推移

3 公共施設等の現状

(1) 公共施設等の総量一覧

本町が所有・管理する公共施設等の総量を一覧表に示します。(表 2-1)

表 2-1 対象施設の総量一覧表

種別	数量	備考
公共建築物	74,372 m ²	60 施設(74,372.01 m ²)
道路	194,831m	面積: 1,137,318 m ²
橋梁	112 橋	延長: 2,062m
林道	51,617m	面積: 222,964 m ²
都市公園	2 箇所	真室川公園・真室川町総合運動公園
上水道施設	145,061m	
下水道施設	14,786m	

出典：真室川町の実績データより算出(令和3年3月時点)

(2) 公共建築物の総量把握

1) 公共建築物の内訳

- 公共建築物の延べ床面積の合計は、約7.4万m²です。
- 公共建築物の内訳は、学校教育施設が最も多く31.3%となります。

本町の公共建築物の数は、2021年度末時点で60施設217棟であり、延べ床面積の合計は7.4万m²です。

主な内訳は、学校教育系施設が31.3%、スポーツレクリエーション系施設が13.5%、町民文化系施設が10.7%となっています。(図2-11)

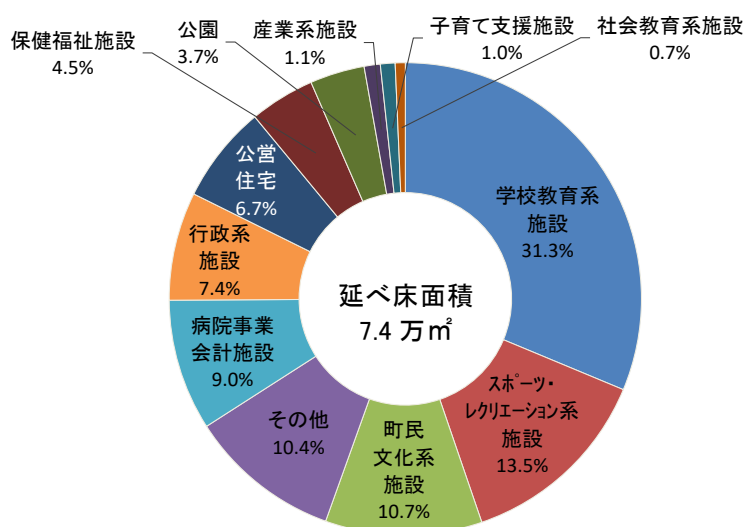


図 2-11 公共建築物の延べ床面積の内訳(総務省の大分類)

2) 公共建築物の建築年度と延べ床面積

- 建設時期は、1993年度、1999年度及び2002年度に集中します。
- 更新のピークは、2053年度、2059年度及び2062年度に集中します(建築後60年で建替えの場合)。
- 一人当たりの延べ床面積は、2022年度に約10.33㎡/人(全国平均値の約3倍)です。

公共建築物は、1993年度、1999年度及び2002年度等に集中して建設されており、その中でも2002年度の整備量が最大となっています。

公共建築物の標準的な物理的耐用年数(以下「耐用年数」という。)の設定については、「建築物の耐久計画に関する考え方(日本建築学会)」によると、建替え(更新)時期は60年と言われており、建物付属設備と配管の耐用年数は概ね15年であることから、2回目の改修である建設後30年で大規模改修を行い、その後30年で建替えるものと仮定することが多く、これは総務省の更新費用試算ソフトでも同じ推計条件となっています。

この改修サイクルの場合、建設ピークの1993年度に整備したものは2053年度、1999年度に整備したものは2059年度、2002年度に整備したものは2062年度に建替え費用が集中します。(図2-12)

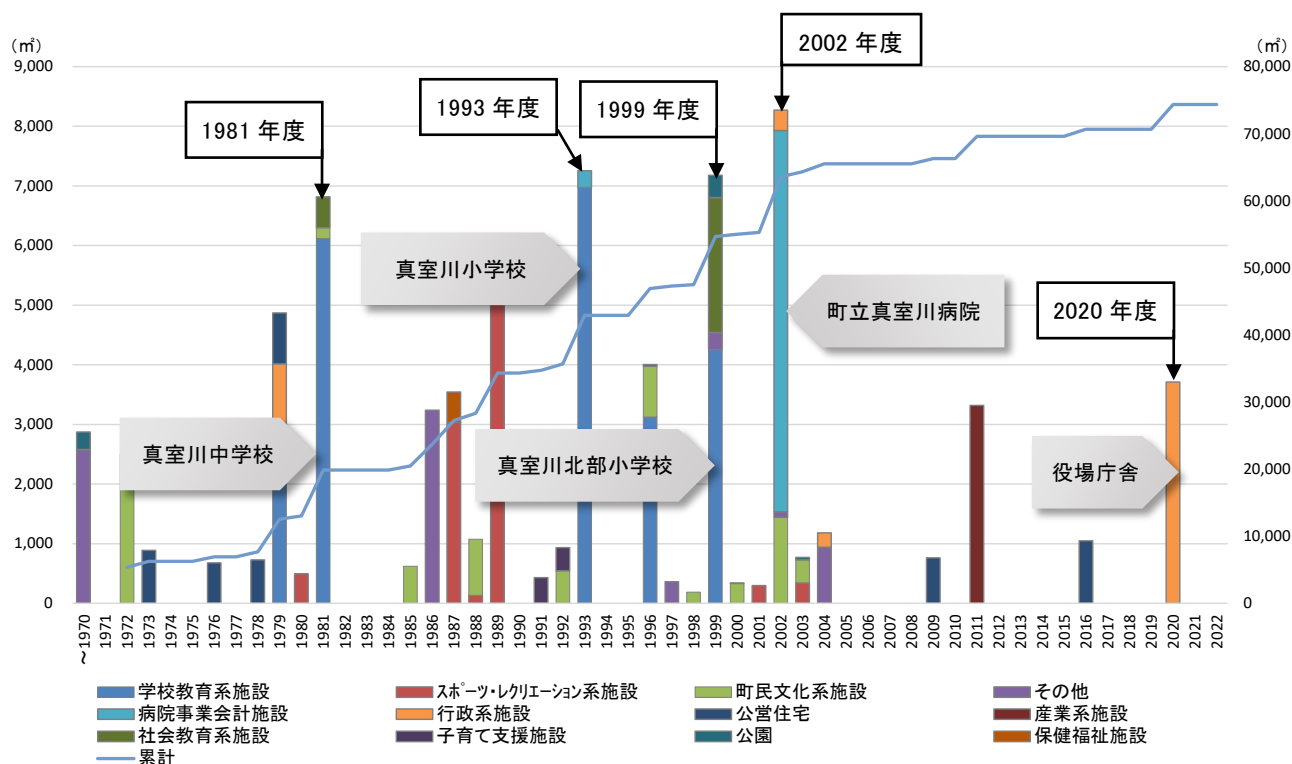


図2-12 建築年度別の公共建築物の延べ床面積

年度別の保有量の推移をみると、1981年度の真室川中学校、1993年度の真室川小学校、1999年度の真室川北部小学校、2002年度の町立真室川病院及び保健施設、2020年度の役場庁舎整備が、主な保有総量の増加タイミングとなっています。(図 2-13)

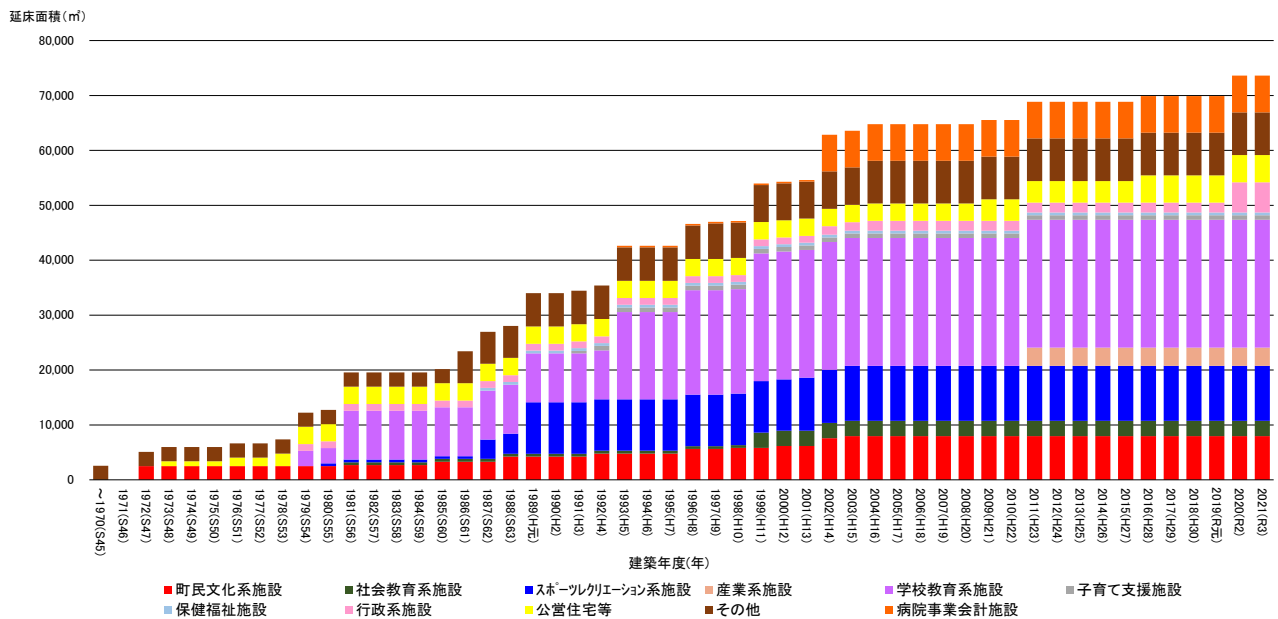


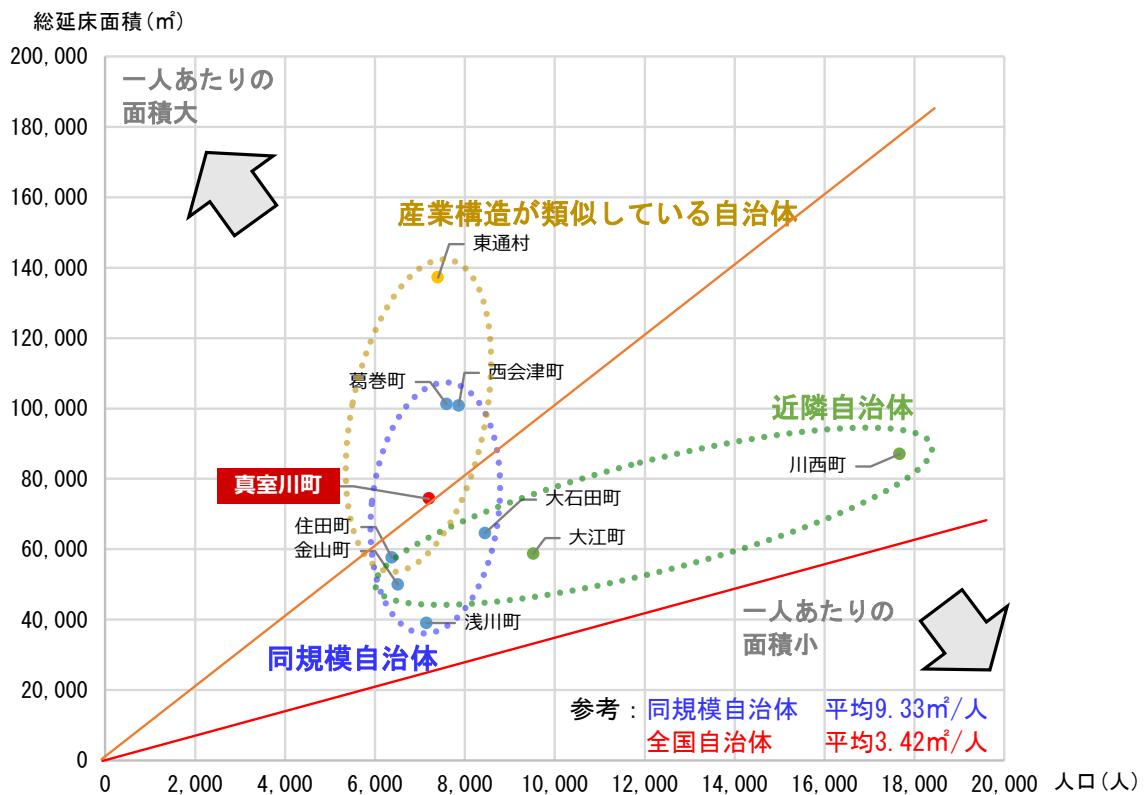
図 2-13 建築年度別の保有量の推移

公共建築物の総量を相対比較するために、本町の人口一人当りに換算した延べ床面積を算定すると、2022年度では約 10.33 m²/人(=74,372 m²÷7,203人)となります。ここで「全国自治体公共施設延床面積データ分析結果報告(東洋大学 PPP センター、平成 24 年度公表)」によれば、全国平均の一人当たりの延べ床面積は 3.42 m²/人です。本町の一人当たりの延べ床面積は、この全国平均値と比較すると、約 3 倍(≒10.33÷3.42)に相当し、同規模人口の自治体(10.11 m²/人)と比較してやや高い値となっています。(図 2-14)

$$\text{人口一人あたり延べ床面積(m}^2\text{/人)} = \text{公共建築物の延べ床面積} \div \text{人口}$$

真室川町人口一人あたり延べ床面積 10.33m²/人 = 74,372m² ÷ 7,203人

※建築物の総量の多寡を判定するために考案された、人口一人当たりの延べ床面積の1次指標です。



東通村：青森県、葛巻町・住田町：岩手県、西会津町・浅川町：福島県、

出典：東洋大学「全国自治体公共施設延床面積データ」等

図 2-14 公共建築物の一人あたり延べ床面積の自治体比較

3) 公共建築物の耐震化の取組み

- 町有建築物は、「真室川町建築物耐震改修促進計画」により耐震化を推進しています。
- 学校施設等の耐震化率は、令和3年度で100%です。

「図2-12 建築年別の公共建築物の延べ床面積」より、1981年以前に建設された旧耐震基準による施設は全体の約26.7%を占めています。町有建築物については、「真室川町建築物耐震改修促進計画(令和4年3月改訂)」により耐震化を推進しており、優先的に学校施設の耐震化を進め、その他施設を除く多くの町有建築物は、令和3年度時点では耐震化率が100%となっています。(図2-15)

今後も、震災による被害に備えて、町有建築物の耐震改修事業等の推進に努めます。

○ 社会福祉施設

令和3年度耐震化率	令和13年度目標耐震化率
100%	既に100%達成

○ 学校施設(小中学校等)

令和3年度耐震化率	令和13年度目標耐震化率
100%	既に100%達成

○ 庁舎等

令和3年度耐震化率	令和13年度目標耐震化率
100%	既に100%達成

○ 公民館等

令和3年度耐震化率	令和13年度目標耐震化率
100%	既に100%達成

○ 体育館等

令和3年度耐震化率	令和13年度目標耐震化率
100%	既に100%達成

○ 診療施設等

令和3年度耐震化率	令和13年度目標耐震化率
100%	既に100%達成

○ 消防署等

令和 3 年度耐震化率	令和 13 年度目標耐震化率
100%	既に 100%達成

○ 公営住宅

令和 3 年度耐震化率	令和 13 年度目標耐震化率
100%	既に 100%達成

○ その他の施設(旧役場庁舎等)

令和 3 年度耐震化率	令和 13 年度目標耐震化率
94.7%	100%

- ・耐震化率目標達成のため、空き校舎などの耐震性能のない建物部分の解体を検討します。

出典：「真室川町建築物耐震改修促進計画」より

図 2-15 耐震化率について

4) 過去に行った主な対策実績

前計画策定以降の 2017 年度から 2022 年度までの主な対策実績は、以下のとおりです。

施設の削減状況は 6 年間で 10 施設、新設・増築や建替え及び用途変更等が 7 施設となっており、トータルでの施設の削減はさほど進んでいません。(表 2-2)

表 2-2 主な対策実績

削減施設		
施設分類	施設名	備考
産業系施設	うるしセンター	
学校教育系施設	大滝小学校(校舎)	無償譲渡
	大滝小学校(体育館)	無償譲渡
	及位中学校寄宿舎	売却
公営住宅	緑町住宅	6 棟
	東町住宅	7 棟
公園	真室川公園：管理棟	
	真室川公園：公衆トイレ	
	真室川公園：レストハウス	
その他	公用車車庫	1 棟
新設・増築・建替・用途変更施設		
施設分類	施設	備考
子育て支援施設	安楽城保育所	増築
	釜淵保育所	増築
行政系施設	役場庁舎(車庫・エネルギー棟、車庫 2・3、渡り廊下含む。)	建替
公営住宅	子育て応援住宅：2号棟・3号棟	新設
公園	真室川公園：休憩所棟複合施設	建替
	真室川公園：トイレ棟複合施設	建替
その他	旧役場庁舎	用途変更

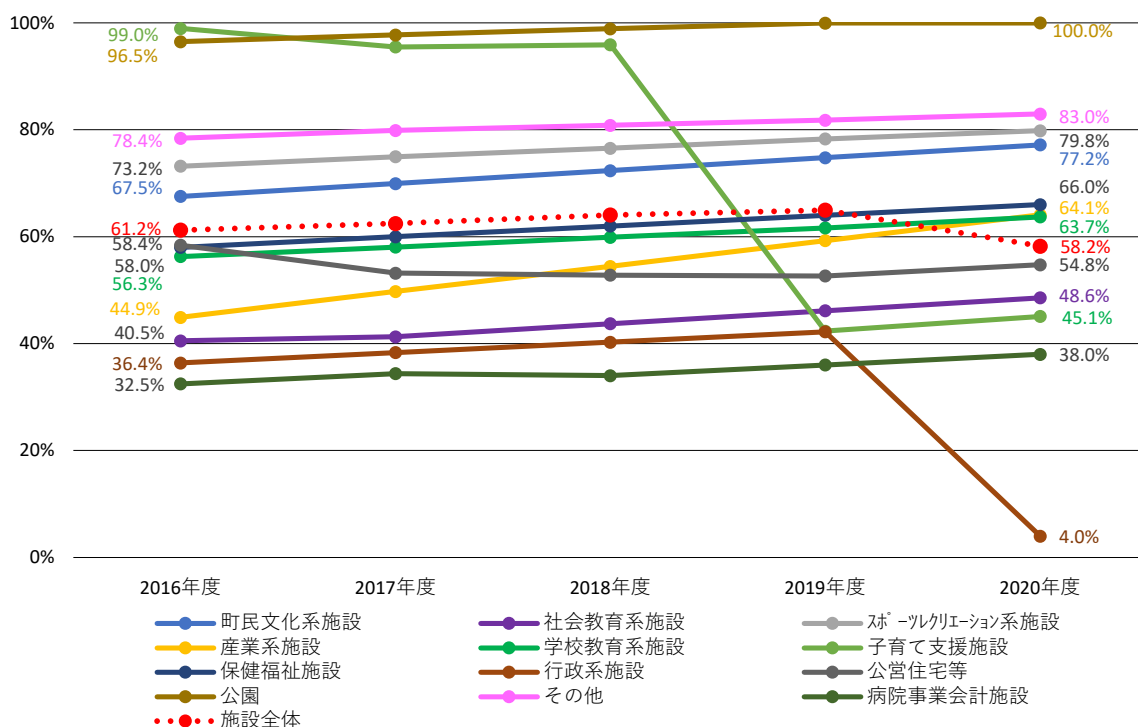
5) 有形固定資産減価償却率

町が所有する資産の経年の程度を把握するに当たり、参考となる指標として有形固定資産減価償却率があります。この指標は町が保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得額等に対する減価償却累計額の割合を算出するものであり、「資産の老朽化率」と捉えることもできます。

2016年度から5年間の有形固定資産減価償却率は次のとおりとなります。

(図 2-16)

- ・ 施設全体減価償却率(=老朽化率)は2019年度までは上昇しており、老朽化が進んでいましたが、2020年度には下降しており資産の更新が進んでいます。
- ・ 2020年度最も減価償却率が高い施設類別は、公園となっています。
- ・ 2020年度最も減価償却率が低い施設類別は、行政系施設となっています。
- ・ 行政系施設は、役場庁舎の建替え建設に伴い2020年度に減価償却率が低下しました。
- ・ 子育て支援施設は、2019年度に2カ所の保育所に対し増改築等を行ったことで、減価償却率が低下しました。



出典: 真室川町固定資産台帳より

図 2-16 有形固定資産減価償却率の推移

(3) インフラ施設の総量把握

●本町のインフラ施設の現状は、道路延長195km、橋梁112橋、林道延長52km、都市公園2箇所、上水道の管路延長145km、下水道の管路延長15kmです。

本町が管理する主要なインフラ施設の現状は、道路延長195km、橋梁112橋、林道延長52km、都市公園2箇所、上水道の管路延長145km、下水道の管路延長15kmです。これらのインフラ施設は、整備された時期が集中する“建設ピーク”があるため、同様に更新時期も集中し、多くの投資的経費が必要になる見込みです。

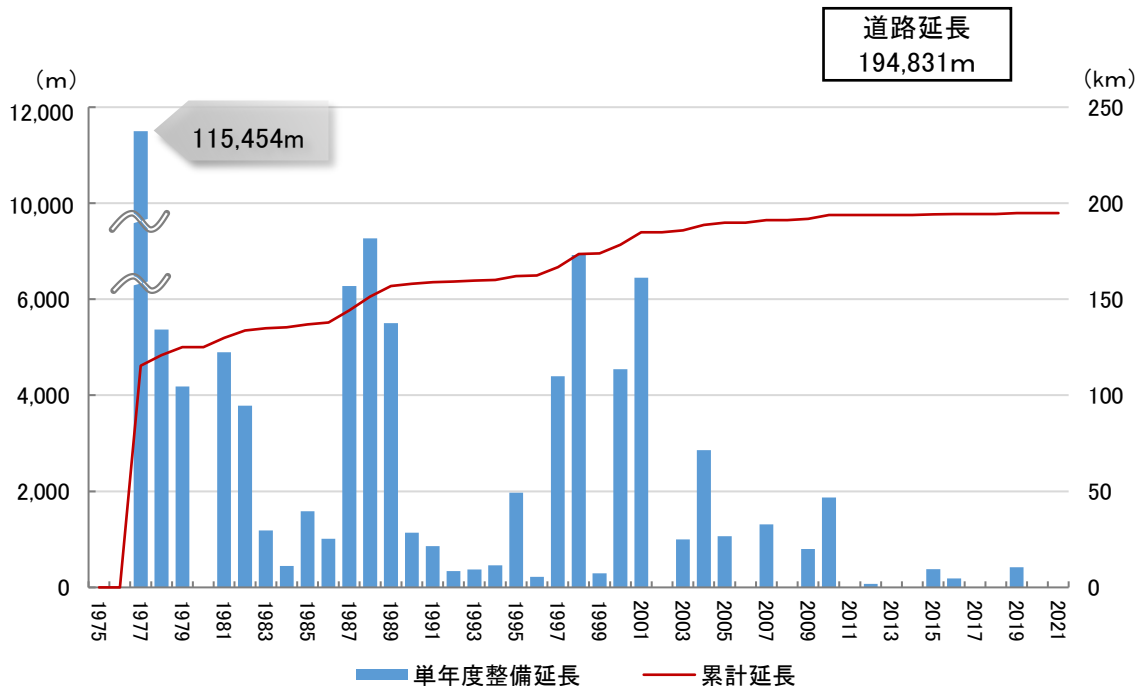
1) 道路の現状

●道路延長は、194,831mです。

2021年度の道路延長は194,831mとなっています。

内訳は1級町道の延長が32,520m、2級町道の延長が47,303m、その他町道の延長が115,008mとなります。また、自転車歩行者専用道は4,817mとなっています。1977年度に台帳の整備が進み、単年度整備延長の既存一括計上が見られます。実質的な整備は1977年度～1989年度、1997年度～2001年度の期間に顕著に見られます。(図2-17)

これらのデータから更新ピークを見据えた維持管理計画が重要であることがわかります。



出典：真室川町道路台帳より

図 2-17 道路の単年度整備量

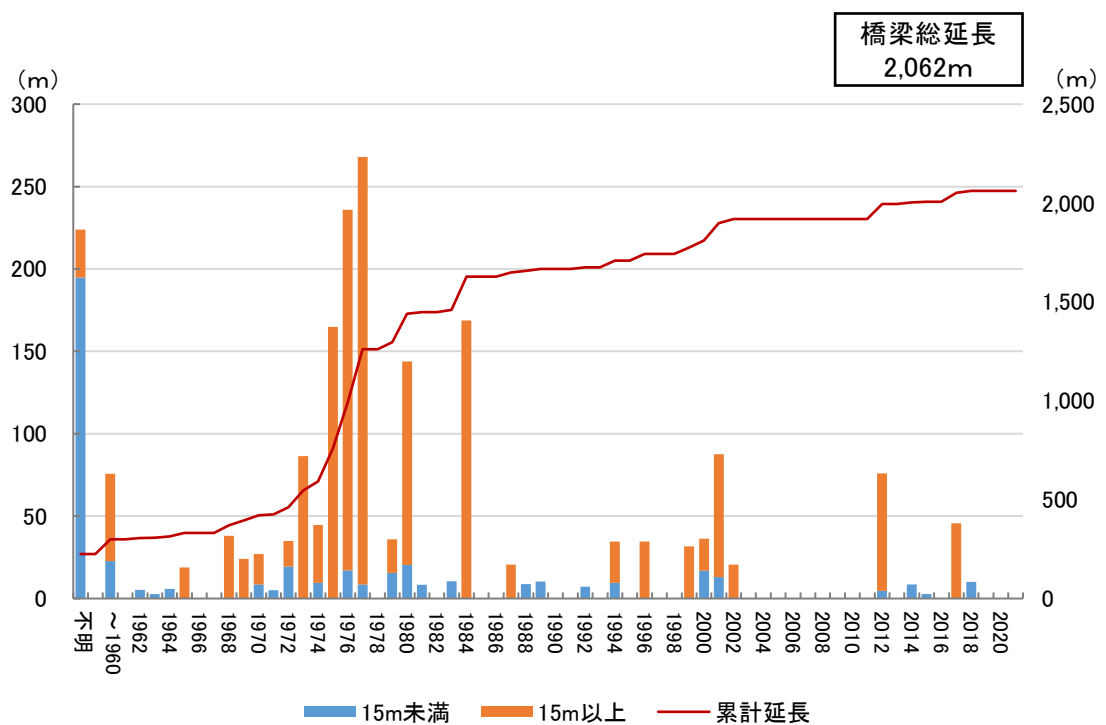
2) 橋梁の現状

- 橋梁の総数は、112橋です。
- 橋梁数量の内訳は、橋長が15m以上の橋が43橋、15m未満の橋が69橋です。
- 橋梁の建設ピークは、1976年度、1977年度となります。

橋梁の総数は、112橋であり、橋長15m以上の橋が43橋、15m未満の橋が69橋となります。建設のピークは、1976年度、1977年度に発生しています。

(図2-18)

橋梁の耐用年数を60年と仮定すると、更新ピークは2036年度、2037年度になります。



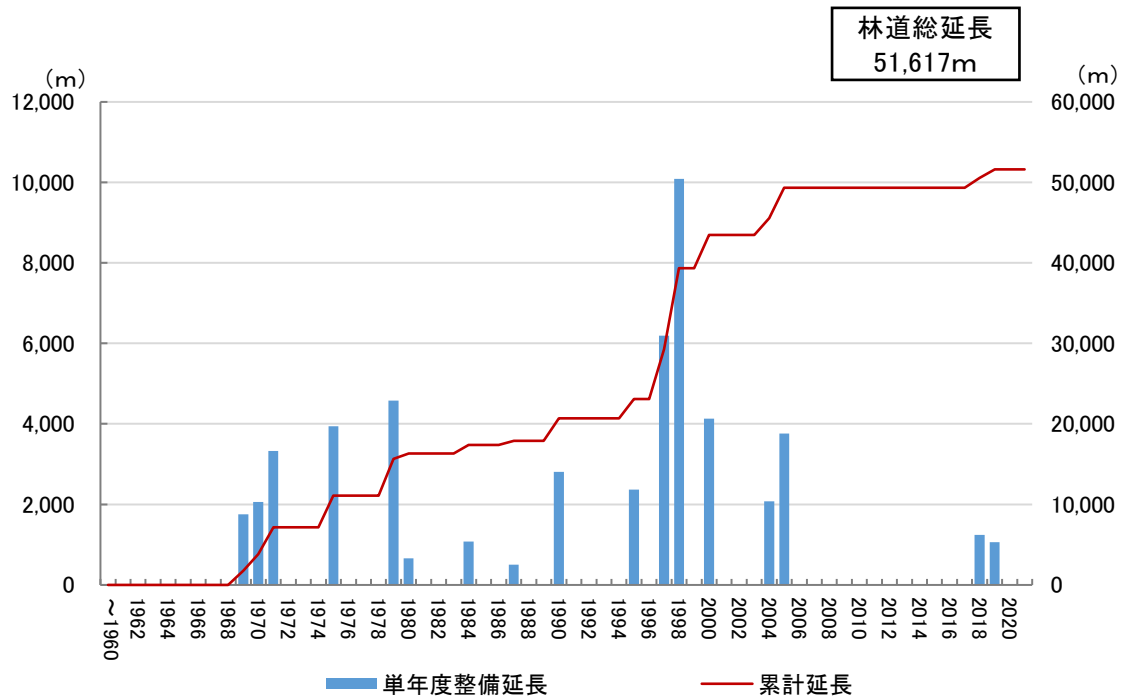
出典：真室川町橋梁台帳より

図 2-18 橋梁の単年度整備量

3) 林道の現状

- 林道の総延長は、51,617mです。
- 林道の建設ピークは、1998年度となります。

林道は、1969年度から整備され始め、その総延長は51,617mになります。整備は1969年度から断続的に進んでおり、1998年度が最大となります。(図2-19)



出典：真室川町林道台帳より

図 2-19 林道の単年別整備量

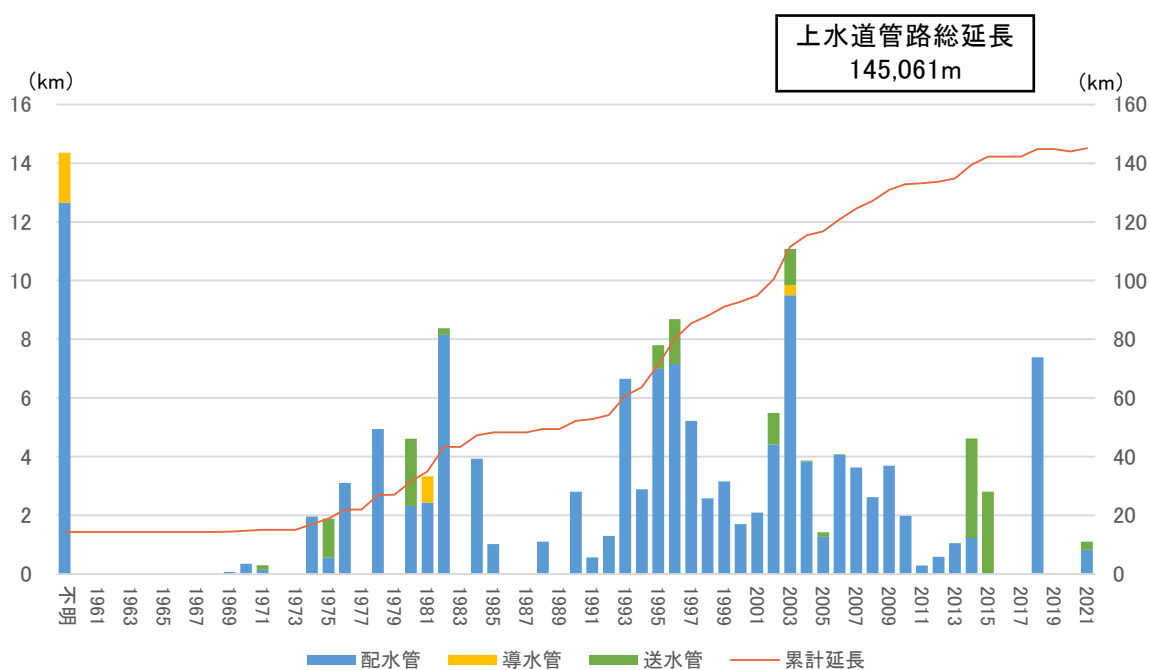
4) 上水道の現状

- 上水道管路の総延長は、145,061mです。
- 総延長の内訳は、導水管1,133m、送水管11,897m、配水管132,031mとなります。
- 上水道管路の建設ピークは、2003年度となります。

上水道管路の総延長は、145,061mであり、導水管が1,133m、送水管が11,897m、配水管が132,031mとなります。

1974年度頃から継続的に建設されており、1992年度～2010年度は毎年1km以上建設が行われ、上水道管路総延長が増加しました。2003年度は単年度整備延長が最も大きく、10km以上の整備が行われております。(図2-20)

上水道管路の耐用年数を法定耐用年数の40年と仮定すると、更新ピークは2043年度になります。



出典:真室川町上水道台帳より

図 2-20 上水道管路の単年度整備量

5) 下水道の現状

- 下水道管路の総延長は、14,786mです。
- 総延長の内訳は、コンクリート管819m、塩ビ管13,967mとなります。
- 下水道管路の建設ピークは、2000年度となります。

下水道管路の総延長は、14,786mであり、コンクリート管が819m、塩ビ管が13,967mとなります。1998年度から整備が進められ、2000年度が建設ピークとなります。(図2-21)

下水道管路の耐用年数を法定耐用年数の50年と仮定すると、更新ピークは2050年度になります。

現在、下水道処理人口普及率は約25%程度と低い値となっています。今後下水道普及のため未整備地区についての建設費も考える必要があります。

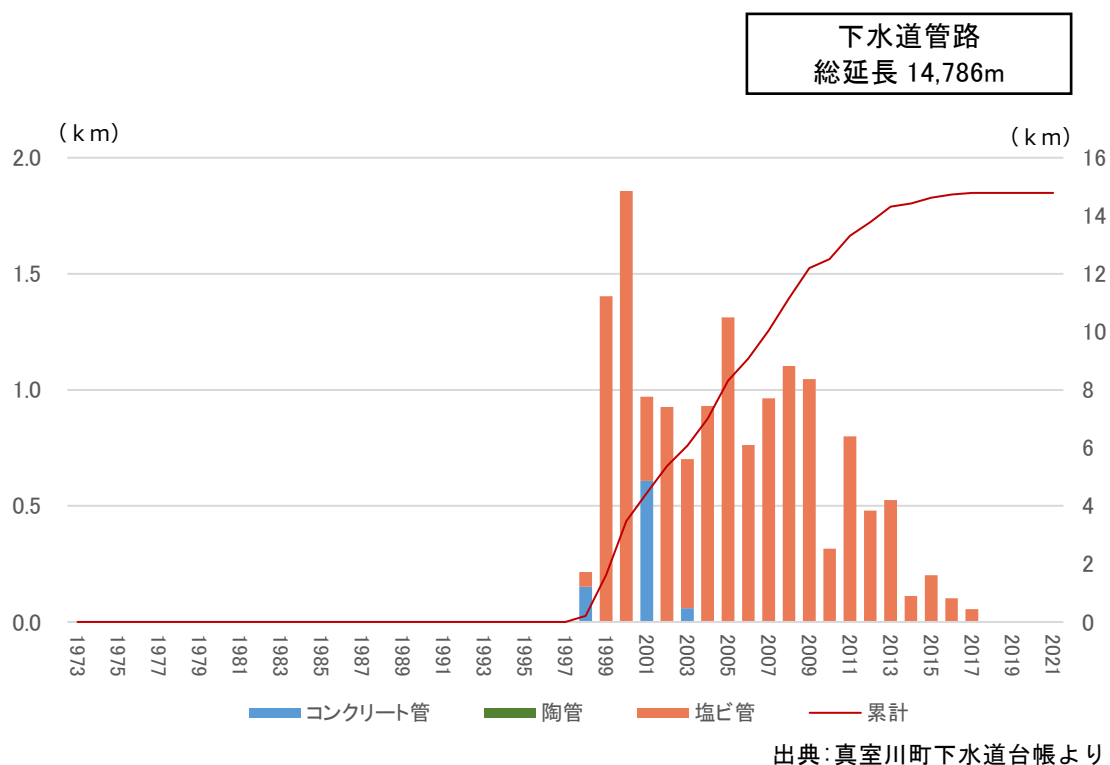


図 2-21 下水道管路の単年度整備量

4 公共施設等の更新費の将来見通しと課題

(1) 公共施設等に関する将来の修繕更新費の推計方法

公共施設等の将来の更新費は、施設類型ごとに耐用年数を設定し建設年度を踏まえた費用を推計します。

推計においては、現在(2022年3月時点)の公共施設等と同面積、同延長で修繕、更新すると仮定します。

公共建築物とインフラ施設を含めた将来の更新費の推計は、総務省が推奨する「公共施設等更新費用試算ソフト」(以下「総務省ソフト」という。)を使用します。(表2-3、表2-4)

なお、本計画の計画期間は30年間としていますが、将来更新費用のシミュレーションは、総務省ソフトの基準に従い40年間の更新費用を算出します。

※現在保有する公共施設等を同面積、同延長で更新すると仮定して試算します。なお、物価変動率、落札率等は予想が困難なため考慮していません。

※下水道施設の内「処理場・ポンプ場施設」は考慮していません。

表2-3 更新費の推計方法

種別	推計方法
公共建築物	・総務省の算定基準で推計(表2-5参照)
道路	・総務省の算定基準で推計(表2-6参照)
橋梁	・総務省の算定基準で推計(表2-7参照)
上水道施設	・総務省の算定基準で推計(表2-8参照)
下水道施設	・総務省の算定基準で推計(表2-9参照)

表2-4 耐用年数の設定

施設	更新年度	単位
公共建築物	建築後60年で建替え(建築後30年で大規模改修) ^(※1)	延べ床面積(m ²)
道路	15年で舗装の部分更新(打換え)	面積(m ²)
橋梁	建設後60年で架替え ^(※2)	面積(m ²)
上水道管路	建設後40年で更新 ^(※2)	延長(m)
下水道管路	建設後50年で更新 ^(※2)	延長(m)

(※1) 一般社団法人日本建築学会に準拠
(※2) 法定耐用年数

【推計条件】

◆公共建築物(表2-5)

- 公共建築物の大分類ごとの単価に延べ床面積を乗じることで、更新費を算出します。
- 更新時期は、建物構造に関係なく建築後30年で大規模改修をし、60年で建替えるものとします。

表2-5 公共建築物の更新費単価

更新(建替え)	
施設大分類	費用単価
文化系、社会教育系、産業系、医療施設、行政系等施設	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健福祉施設	36万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設、公園	33万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡
大規模改修(上記の建替え費用の6割程度※)	
施設大分類	費用単価
文化系、社会教育系、産業系、医療施設、行政系等施設	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健福祉施設	20万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設、公園	17万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡

※総務省ソフトの計算条件に基づく

◆道路(表2-6)

- 更新時期は、建設後15年とします。

表2-6 道路の更新費用単価

更新	
区分	単価
一般道路	4.7 千円/㎡
自転車道路	2.7 千円/㎡

※総務省ソフトの計算条件に基づく

◆橋梁(表2-7)

- 橋種ごとの単価に橋梁の面積を乗じることで、更新費を推計します。
- 更新時期は、建設後60年とします。

表2-7 橋梁の更新費単価

更新	
橋種	単価
PC 橋	42.5 万円/㎡
鋼橋	50.0 万円/㎡
RC 橋	42.5 万円/㎡
その他	

※総務省ソフトの計算条件に基づく

表2-8 上水道管路の更新費単価

◆上水道管路(表 2-8)

- ・ 管径ごとの単価に上水道管路の延長を乗じることで、更新費を推計します。
- ・ 更新時期は、建設後 40 年とします。

導水管/送水管		配水管	
管径	単価	管径	単価
300 mm未満	100 千円/m	150 mm以下	97 千円/m
300~500 mm	114 千円/m	200 mm以下	100 千円/m
500~1000 mm未満	161 千円/m	250 mm以下	103 千円/m
1000~1500 mm未満	345 千円/m	300 mm以下	106 千円/m
1500~2000 mm未満	742 千円/m	350 mm以下	111 千円/m
2000 mm以上	923 千円/m	400 mm以下	116 千円/m
		450 mm以下	121 千円/m
		550 mm以下	128 千円/m
		600 mm以下	142 千円/m
		700 mm以下	158 千円/m
		800 mm以下	178 千円/m
		900 mm以下	199 千円/m
		1000 mm以下	224 千円/m
		1100 mm以下	250 千円/m
		1200 mm以下	279 千円/m
		1350 mm以下	628 千円/m
		1500 mm以下	678 千円/m
		1650 mm以下	738 千円/m
		1800 mm以下	810 千円/m
		2000 mm以下	923 千円/m

※総務省ソフトの計算条件に基づく

◆下水道管路(表 2-9)

- ・ 管径ごとの単価に下水道管路の延長を乗じることで、更新費を推計します。
- ・ 更新時期は、建設後 50 年とします。

表2-9 下水道管路の更新費単価

更新	
管径	単価
250 mm以下	61 千円/m
250~500mm	116 千円/m
501~1000mm	295 千円/m
1001~2000mm	749 千円/m
2001~3000mm	1,690 千円/m

※総務省ソフトの計算条件に基づく

(2) 公共建築物の将来更新費の見通しと課題

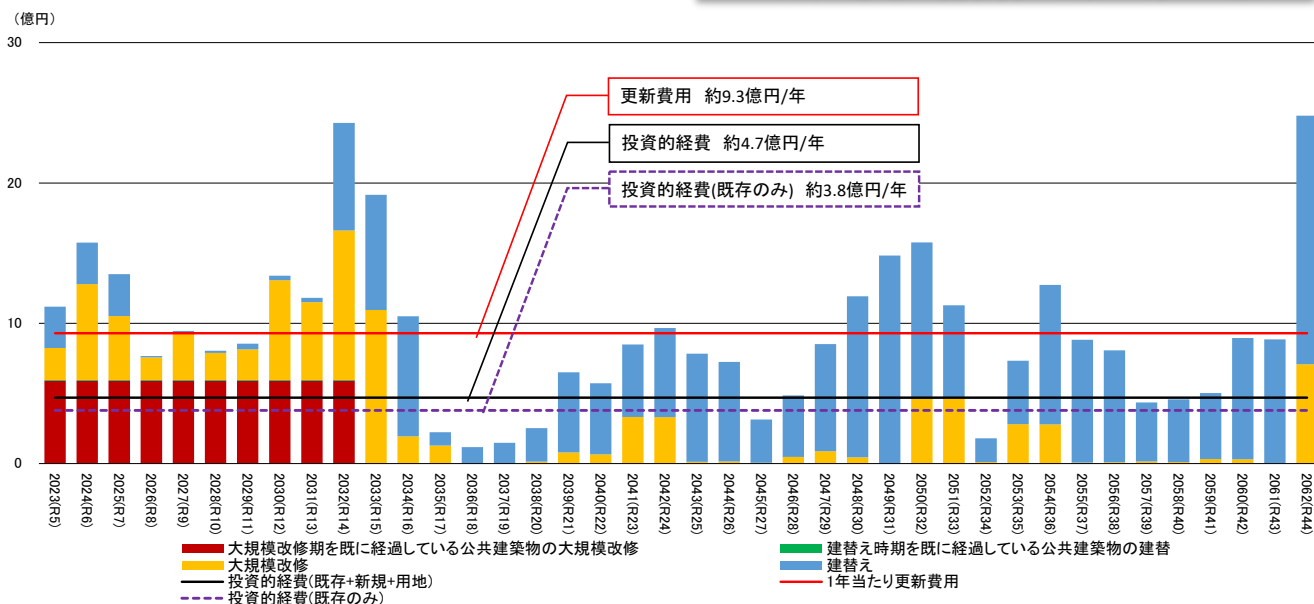
- 公共建築物の将来更新費は、今後40年間の累計で約372億円です。
- 公共建築物の更新費は、2032年及び2062年に25億円程度になる見込みです。
- 更新費に充当可能な投資的経費の年平均実績値は、約4.7億円/年です。
- 将来必要な更新費は、投資的経費の実績値を大きく上回る見込みです。

公共建築物については、現在と同じ延べ床面積とし、また耐用年数として建築後30年の大規模改修と建築後60年の建替えを想定しました。今後40年間の更新費を推計すると累計更新費は約372億円、年平均で約9.3億円/年の更新費が必要になります。また、更新ピークは2032年及び2062年ですが、その他の年度にも10億円以上の更新が断続的に続く見通しです。

公共建築物の修繕・更新に充当可能な投資的経費の年平均実績値は、「既存更新分(既存施設の建替え等の経費)」は約3.8億円/年、「新規整備分」と「用地取得分」を含めると約4.7億円/年となっています。(図2-22)

このため、将来必要な修繕・更新費が投資的経費の実績値を大きく上回ることが課題です。今後は、施設の長寿命化等によって必要な修繕・更新費を縮減する必要があります。

40年間の修繕・更新費の累計：約372億円



※総務省ソフトの計算条件に基づいて試算
 ※投資的経費は、本章の2(2)参照

図2-22 公共建築物の将来更新費の推計

(3) インフラ施設の将来更新費の見通しと課題

1) 道路の将来更新費の見通しと課題

- 道路の今後40年間の累計更新費は、約144億円です。
- 更新費に充当可能な投資的経費の年平均実績値は、約2.8億円/年です。

総務省ソフトにおける道路の将来更新費の推計では、耐用年数を15年とし、舗装全面を打ち換える条件となっております。この条件に基づいて更新費を推計すると過大な費用となり、これまで本町が道路にかけてきた修繕・更新費の実績と大きく乖離します。

このため、将来必要な修繕・更新費が投資的経費の実績値を上回ることが課題です。よって、本町の更新費に充当可能な投資的経費の年平均実績値(2.8億円/年)を使用し、効果的な維持管理が必要になります。(図2-23)

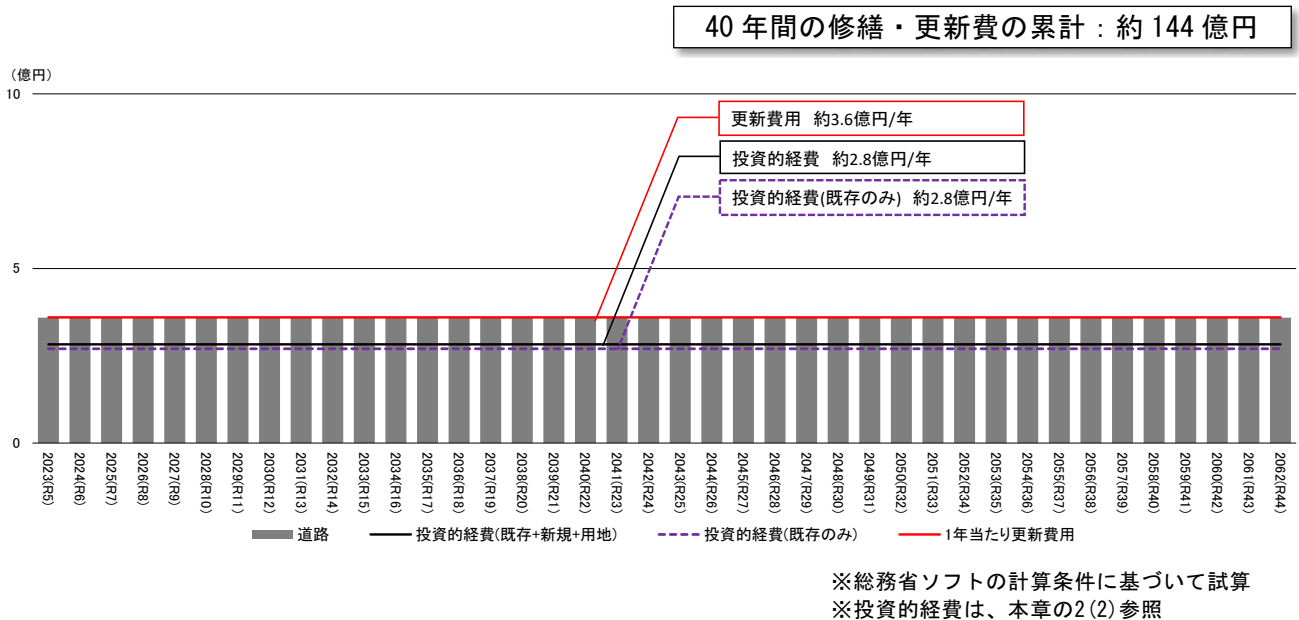


図 2-23 道路の将来更新費の推計

2) 橋梁の将来更新費の見通しと課題

- 橋梁の今後40年間の累計更新費は、約44億円です。
- 橋梁の更新ピークは、2036年となります。

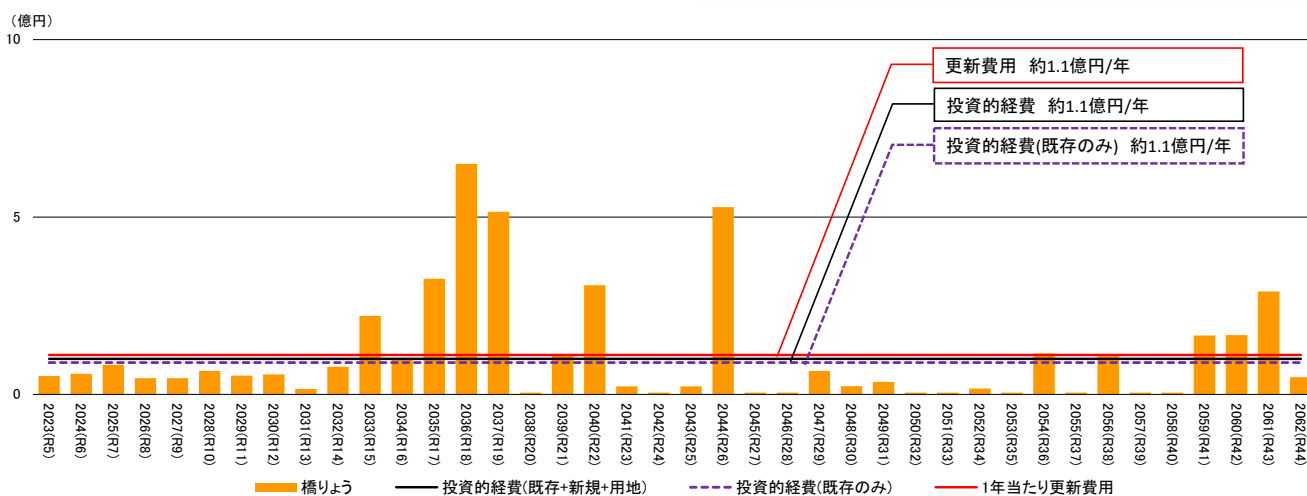
本町では、2022年6月に「真室川町橋梁長寿命化修繕計画」を改定していますが、ここでは長寿命化を図らない場合のケースとして、橋梁の耐用年数を60年とし、今後40年間の更新費を推計します。

今後40年間の累計更新費は約44億円、1年当たり約1.1億円/年の更新費が必要になります。更新ピークは、2036年になります。

修繕・更新に充当可能な投資的経費の年平均実績値は、「既存更新分」は約1.1億円/年、「新規整備分」と「用地取得分」を含めても約1.1億円/年となっており、将来必要な修繕・更新費が、投資的経費の実績値とほぼ同額となっていることから費用投資の平準化がこれからの課題です。(図2-24)

今後は「真室川町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に修繕・更新を実践することが必要です。

40年間の修繕・更新費の累計：約44億円



※総務省ソフトの計算条件に基づいて試算
 ※投資的経費は、本章の2(2)参照

図 2-24 橋梁の将来更新費の推計

3) 上水道施設の将来更新費の見通しと課題

- 上水道施設の今後40年間の累計更新費は、約135億円です。
- 上水道施設の更新ピークは、2043年と2058年になります。
- 更新費に充当可能な投資的経費の年平均実績値は、約1.8億円/年です。
- 将来必要な更新費は、投資的経費の実績値を大きく上回る見込みです。

上水道施設については、耐用年数を40年とし、今後40年間の上水道施設の更新費を推計すると、累計更新費は約135億円、年平均では約3.4億円/年が必要になります。また、更新ピークは2043年と2058年が予想されます。

上水道施設の修繕・更新に充当可能な投資的経費の年平均実績値は、「既存更新分」が約0.7億円/年、「新規整備分」と「用地取得分」も含めると約1.8億円/年となります。(図2-25)

このため、将来必要な修繕・更新費が投資的経費の実績値を大きく上回ることが課題です。今後は、修繕・更新工事の分散化や施設の長寿命化等によって必要な修繕・更新費を縮減する必要があります。

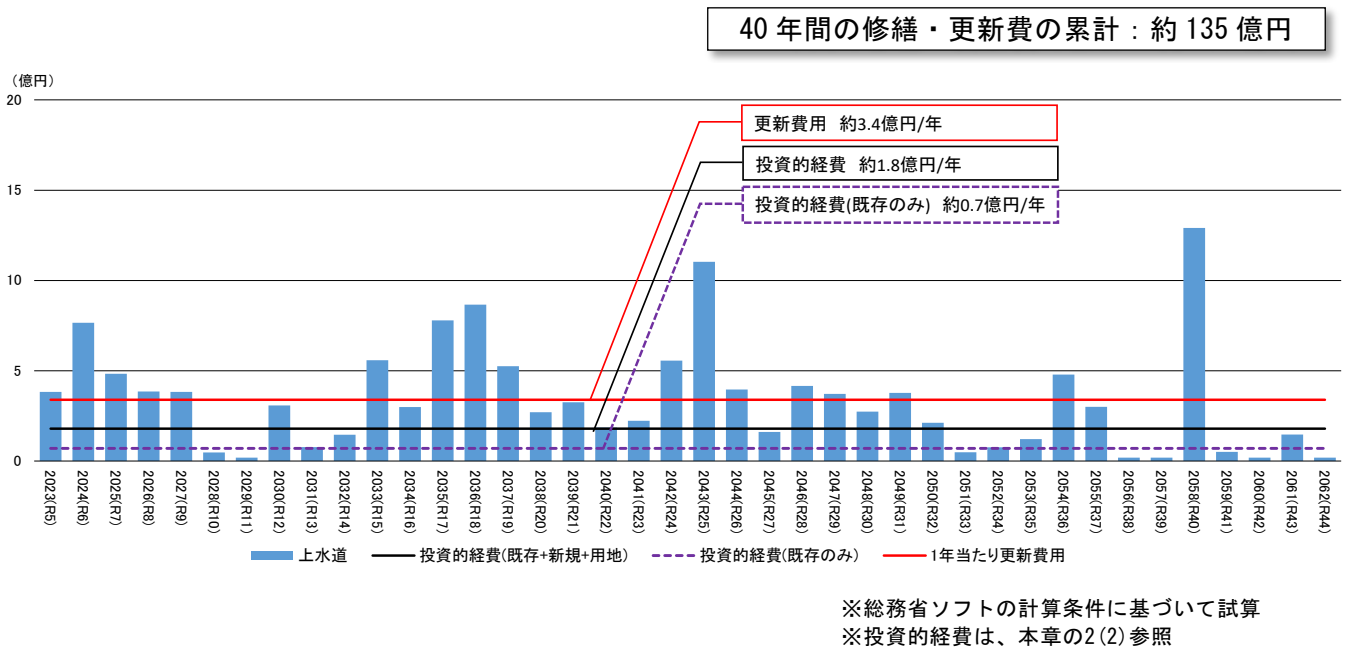


図 2-25 上水道施設の将来更新費の推計

4) 下水道施設の将来更新費の見通しと課題

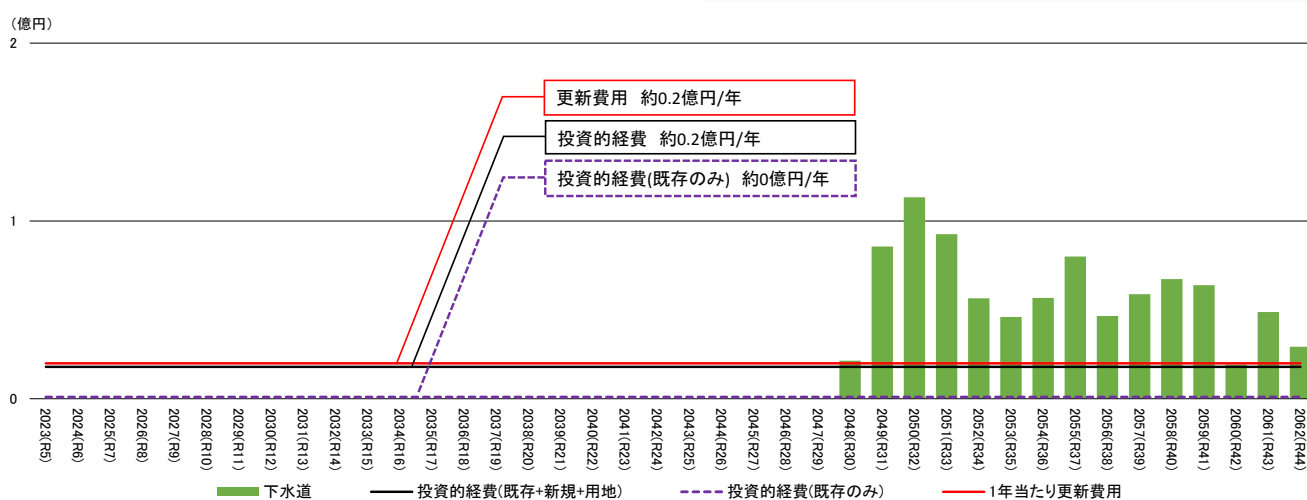
- 下水道施設の今後40年間の累計更新費は、約9億円です。
- 下水道施設の更新は、2048年から増加見込みです。

下水道施設については、耐用年数50年とし、今後40年間の更新費を推計すると、累計更新費は約9億円、年平均では約0.2億円/年が必要になります。また、更新費は2048年から増加する形となります。

下水道施設の修繕・更新に充当可能な投資的経費の年平均実績値は、「既存更新分」はなく、「新規整備分」と「用地取得分」のみで約0.2億円/年となります。(図2-26)

現状では、下水道施設への修繕・更新は行われておらず、新規整備のみ実施している状況です。今後は、新規整備と修繕・更新を同時に行う必要があるため下水道施設の長寿命化計画の策定を行い、計画的な維持管理を推進する必要があります。

40年間の修繕・更新費の累計：約9億円



※総務省ソフトの計算条件に基づいて試算
 ※投資的経費は、本章の2(2)参照

図 2-26 下水道施設の将来更新費の推計

(4) 全公共施設等の将来更新費の見通しと課題

- 今後40年間の全ての公共施設等の累計更新費は、約704億円です。
- 公共施設等の更新費ピークは、2032年と2033年になります。
- 累計更新費の年平均値(約17.6億円/年)は、投資的経費の実績値(約10.6億円/年)のおよそ1.7倍となります。

公共施設等の更新費を合計した結果を示します。

耐用年数どおりに公共施設等を更新した場合、今後40年間に約704億円の更新費が必要となり、年平均値では約17.6億円/年となります。また、更新ピークは2032年と2033年になる見通しです。(図2-27)

公共施設等の修繕・更新費に充当してきた投資的経費の実績値は、「既存更新分」が約8.4億円/年、「新規整備分」と「用地取得分」を含めると約10.6億円/年となります。(14ページ、図2-8、図2-9)

40年間の修繕・更新費の累計：約704億円

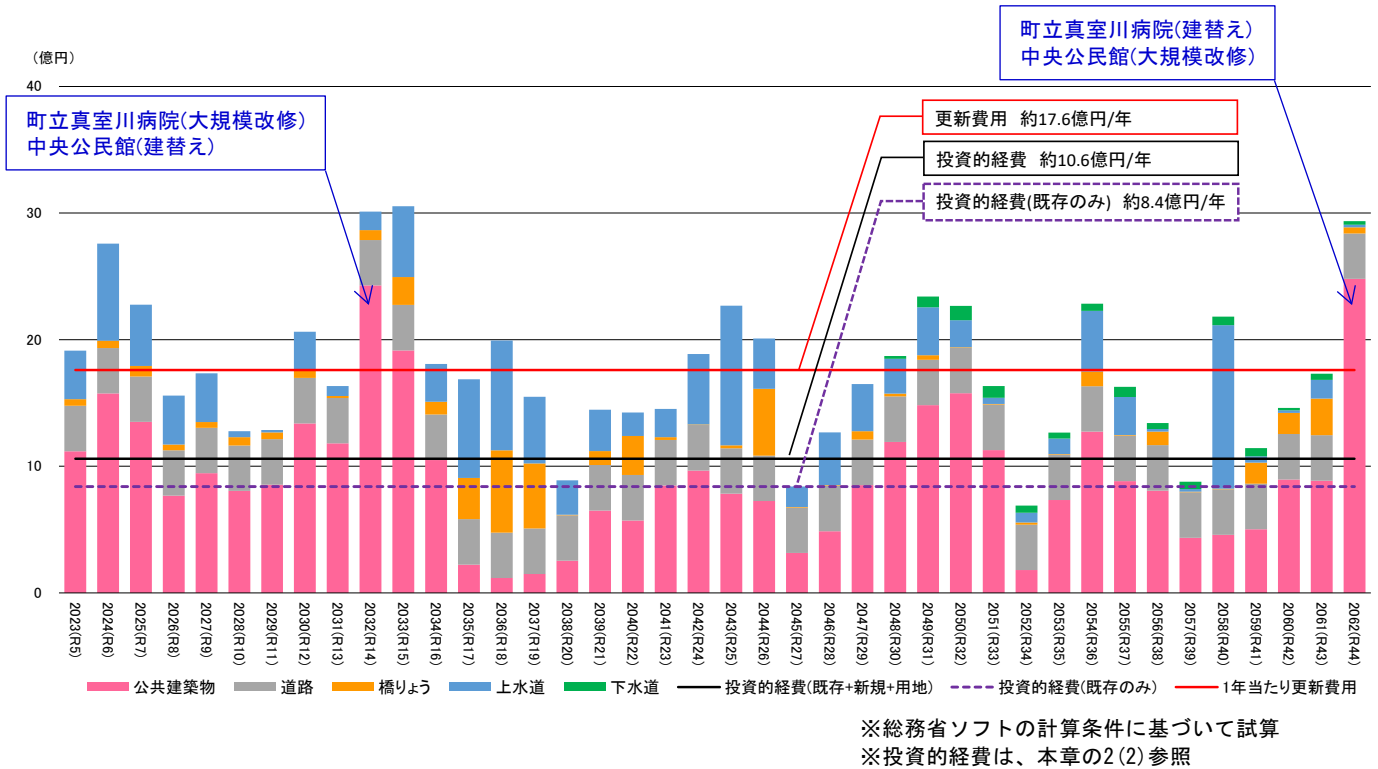


図2-27 公共建築物とインフラ施設を合わせた将来の改修更新費の推計

このことから、全ての公共施設等を耐用年数どおりに更新すると、年平均で17.6億円/年もの更新費が必要となり、これは「新規整備」と「用地取得」を含めた投資的経費の実績値(10.6億円/年)のおよそ1.7倍に達する見通しです。

本町における公共施設等の総量把握、将来更新費用の推計を行った結果、以下のことが課題となります。

◆公共施設等を管理していく上での課題

①「対症療法型の維持管理」では投資的経費を上回る修繕・更新費が必要

これまでの「対症療法型の維持管理」では更新・建替え等に多くの費用が発生するため、施設を安全に保ちながら長期に渡って修繕・更新費を縮減することが必要です。

②公共建築物(ハコモノ)の修繕・更新費が多い

公共建築物の修繕・更新費は、インフラ施設を含めた全体のおよそ5割を占めます。本町の住民一人当たりの公共建築物の延べ床面積が約10.33㎡/人であり、全国平均と比べ約3倍と高い値となっています。このことから、将来の人口減少を見据え、公共建築物の質と量の最適化が必要です。

③投資的経費を大きく上回る修繕・更新費のピークが到来

2032年と2033年の更新ピーク時には、更新費用が過去の実績値より算出した建設・更新の投資的経費(10.6億円)のおよそ1.7倍に達します。充て可能な投資的経費以内に抑えるよう、この更新ピークを無くすことが必要です。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針

1 公共施設等の管理に係る課題と基本方針

『真室川町総合計画』・『真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略』における、“生きがいを感じ 幸せを感じるまち 真室川”を実現する必要があります。このためには、質の高い行政サービス、教育環境を提供するための公共建築物の修繕・更新と住民が安全・安心に暮らすことができるインフラ施設の修繕・更新が必要です。

このことを踏まえ、本町の公共施設等を修繕・更新する上での課題と基本方針を以下に示します。

【課題】

- ①「対症療法型の維持管理」では現状の投資的経費を上回る修繕・更新費が必要
- ②公共建築物(ハコモノ)の修繕・更新費が多い
- ③投資的経費を大きく上回る修繕・更新費のピークが到来

【課題解決に向けた3つの基本方針】

① 予防保全型維持管理・長寿命化による将来更新費の縮減〔長寿命化〕

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針(総務省)」においては、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推奨しています。本町においては、公営住宅、教育施設、その他建物の個別施設計画及び橋梁等のインフラ施設の長寿命化計画は既に策定しています。今後、全ての施設について長寿命化計画等を策定するとともに、計画的な点検・診断及び修繕を行う予防保全型の維持管理とメンテナンスサイクルを構築することで長寿命化に努め、計画的な管理を行う必要があります。

このため本町では、策定済みの施設等については長寿命化計画の検証を行い、適宜計画の見直しを行いながら未策定の道路施設、下水道管路施設について長寿命化計画の早期策定に努めます。

② 質と量の最適化による公共建築物の減築〔質と量の最適化〕

公共施設等を有効に活用するため、住民ニーズを的確に把握し利用度の低い施設等については統合・廃止を含めた再配置及び除却等を検討することで公共建築物の減築^{*}に努めます。

このため、公共施設等を総合的に把握し、「品質」、「財務」、「供給」の3つの視点から評価することで、公共施設等の質と量の最適化に努めます。

③改修・建替え工事の分割による将来更新費の平準化〔平準化〕

各施設の長寿命化計画に基づいた将来の改修・建替え工事費用を一元管理することで、町全体としての将来更新費の把握を行います。町全体の将来更新費が、充当可能な投資的経費を上回ることが予測された場合は、各課で調整の上、優先順位の決定を行い工事の分割・前倒しを行うことで平準化に努めます。

[語句説明]

減築：増築の反対で建物を修繕や改築する際に、床面積を減らすこと。

2 将来更新費用縮減に向けた検討

(1) 検討ケース①：各個別施設計画等の取組みを実施した場合の将来費用

- 公共施設等の長寿命化計画により、将来更新費用を縮減します。
- 今後40年間に必要な公共施設等の修繕・更新費は、約704億円から約507億円に縮減可能です。
- 長寿命化のみでは、1年間に必要な修繕・更新費(約12.7億円/年)が投資的経費の実績値(約10.6億円/年)を上回る結果となります。

検討ケース①として、本町が所有している公共施設等について、アセットマネジメント*及びストックマネジメント*や長寿命化計画を推進した場合の将来更新費を検討します。

公共施設等の長寿命化による修繕・更新費を推計した結果、今後40年で必要な修繕・更新費は約704億円から約507億円に縮減されました。しかし、修繕・更新費の年平均値は約12.7億円/年となり、「新規整備分」と「用地取得分」も含めた投資的経費の年平均実績値10.6億円/年を上回っています。

また、2042年や2060年など、公共建築物の修繕・更新費のみで投資的経費の年平均実績値を大きく上回る年が数多く見られます。(図3-1)

このため、将来更新費用の多くを占める公共建築物について、今後40年かけて減築等を行うことで修繕・更新費用の低減を図ることが必要となります。

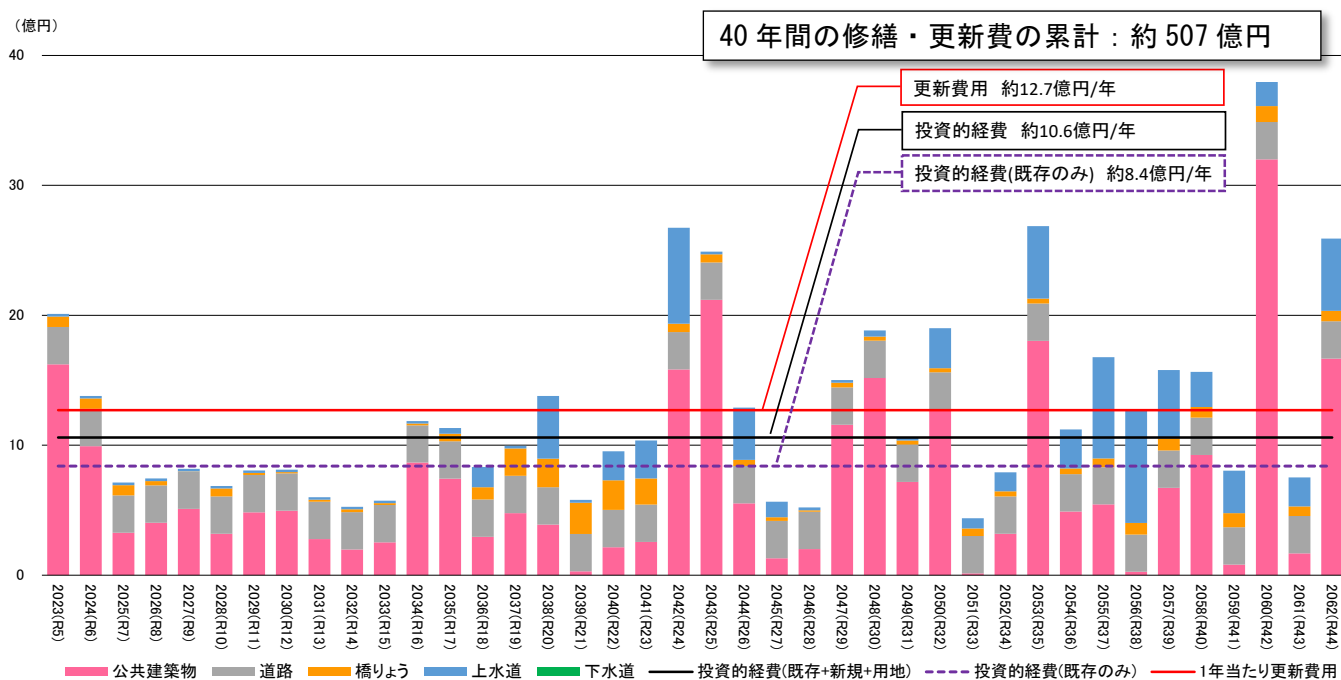


図3-1 「検討ケース①」長寿命化を図った公共施設等の修繕・更新費の推計

[語句説明]

アセットマネジメント：社会ニーズに対応した公共施設等の役割を踏まえ、資産に対し、施設管理に必要な費用、人員を投入(経営管理、執行体制の確保)し、良好な公共サービスを持続的に提供するための事業運営を行うこと。

ストックマネジメント：目標とする明確なサービス水準を定め、施設全体を対象に、その状態を点検・調査等によって客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、点検・調査、修繕・改築を一体的に捉えて施設を計画的かつ効率的に管理するもの。

長寿命化の考え方

本計画においては、対象施設全体に対して修繕・更新費を試算する必要があるため、各個別施設計画対象施設のコスト試算と合わせ、対象施設に含まれない各施設は、個別施設計画とは別に全施設に対して表3-1の方針に基づきコスト試算を行います。

表3-1 対象施設毎の準拠基準と方針

対象施設	準拠基準	方針
公共建築物	真室川町 「真室川町都市公園長寿命化計画 H28年3月」 「真室川町町営住宅長寿命化計画 H29年3月」 「真室川町教育施設長寿命化計画 R3年3月」 「真室川町保育施設個別更新計画 R3年3月」 「真室川町個別施設計画 R5年3月」	長寿命化における目標使用年数(耐用年数)は各計画の設定による
道 路	山形県 「山形県道路舗装長寿命化修繕計画」	事後保全から予防保全へ (約2割の事業費削減)
橋 梁	真室川町 「真室川町橋梁長寿命化修繕計画 R4年6月」	予防保全と事後保全の混合
上 水 道	真室川町 「真室川町上水道アセットマネジメント R3年2月」	上水道管路 耐用年数 40年→60～100年
下 水 道	国土交通省監修 「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」 真室川町 「真室川町下水道ストックマネジメント計画 R4年4月」	下水道管路 耐用年数 50年→75年

【公共建築物】

- ・公園施設：建築物は、予防保全型管理による長寿命化を図ることとします。
- ・公営住宅：耐火建築住棟に対し、長寿命化改善及び居住性向上改善等を行い更新年数を70年とします。
- ・教育施設：学校施設は、校舎及び体育館等の大型施設について更新年数を70年とします。生涯学習施設も同じく更新年数を70年とします。
- ・保育施設：保育施設は、教育施設長寿命化計画に準じることとします。
- ・個別施設：長寿命化を図る施設の更新年数は、耐火構造80年、木造60年とします。

【インフラ施設】

- ・道 路：前総合管理計画を踏襲し、事後保全から予防保全に転換し、今後約2割の事業費削減を図ります。
- ・橋 梁：修繕計画に基づき、予防保全と事後保全の混合によるメリハリのある長寿命化計画を推進します。
- ・上水道：前総合管理計画を踏襲し、管路施設の耐用年数を60～100年とします。
- ・下水道：前総合管理計画を踏襲し、管路施設の耐用年数を75年とします。

本計画の将来費用の各個別施設計画においては、各実施計画期間(10年程度)の事業費を試算しているため本計画にその事業費を反映させ、その後の30年程度については上記の方針に基づく長寿命化を図るものとしています。

長寿命化対策の効果額

各個別施設計画等の取組みにおける効果額を算出するために、各個別施設計画等の取組みを実施した場合としなかった場合について比較しました。

推計によると、単純更新した場合と比較した10年間の推計でおよそ104億円の縮減が見込まれます。(表3-2)

表3-2 今後10年間の修繕・更新等に係る費用の見込みと効果 (百万円)

施設	長寿命化対策をした場合(10年間)	長寿命化対策をした場合(年平均)	耐用年数経過後に単純更新した場合	長寿命化対策の効果額	現在要している費用(過去10年平均)
公共建築物	5,607	561	12,366	▲6,759	465
道路	2,872	287	3,590	▲718	284
橋梁	397	40	554	▲157	110
上水道	198	20	3,002	▲2,804	179
下水道	0	0	0	0	19
建築物計	5,607	561	12,366	▲6,759	465
インフラ計	3,467	347	7,146	▲3,679	592
合計	9,074	908	19,512	▲10,438	1,057

上記の10年間の縮減効果が、下記の40年間効果に比べ年平均に換算すれば大きな効果が表れていますが、これは各個別施設計画で実施予定の事業費を計上していることによります。言い換えれば、実施可能な事業費の計上にとどまっており、計画的な大規模修繕や計画修繕を全て計上していないことに注意が必要です。

長期的な視点に立ち2023年度から2062年度の40年間の効果は、単純更新した場合と比較した推計でおよそ197億円の縮減が見込まれます。(表3-3)

表3-3 今後40年間の修繕・更新等に係る費用の見込みと効果 (百万円)

施設	長寿命化対策をした場合(40年間)	長寿命化対策をした場合(年平均)	耐用年数経過後に単純更新した場合	長寿命化対策の効果額	現在要している費用(過去10年平均)
公共建築物	28,300	708	37,193	▲8,893	465
道路	11,489	287	14,361	▲2,872	284
橋梁	2,917	73	4,445	▲1,528	110
上水道	7,990	200	13,504	▲5,514	179
下水道	0	0	886	▲886	19
建築物計	28,300	708	37,193	▲8,893	465
インフラ計	22,396	560	33,196	▲10,800	592
合計	50,696	1,268	70,389	▲19,693	1,057

※各個別施設の費用の見込み詳細は、それぞれの長寿命化計画を参照してください。

(2) 検討ケース②：公共建築物の減築

- 公共建築物は原則として新規施設の建設は行わず、建替える場合は面積を減築し、修繕・更新費を縮減します。
- 既存の公共建築物は、複合化や集約化を推進し、修繕・更新費を縮減します。
- 減築の試算では、今後40年間の公共施設等の修繕・更新費は長寿命化後の約507億円から約394億円となり、必要修繕費は投資的経費以内に概ね収まる結果となります。
- ただし、年度によっては充当可能な投資的経費を大きく上回ります。

検討ケース②として、公共施設等の長寿命化に加え公共建築物を今後40年かけて減築し、修繕・更新費を削減した場合の将来更新費を検討します。

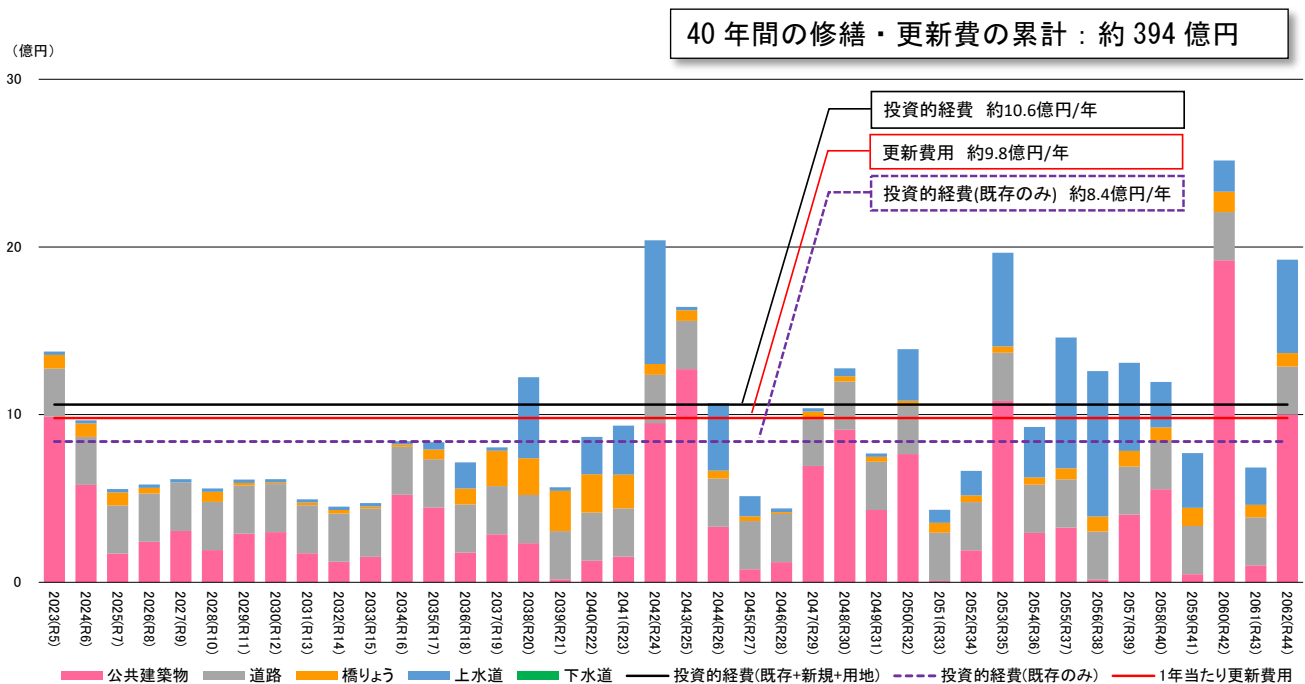


図 3-2 「検討ケース②」公共建築物の減築を行った公共施設等の修繕・更新費の推計

公共施設等の長寿命化に加え、公共建築物の延べ床面積を今後40年かけて減築した将来更新費用の推計の結果、40年間の修繕・更新費は約507億円から約394億円となり、年平均でも約9.8億円/年となります。本町の「新規整備分」と「用地取得分」を含めた過去の実績値から算出した投資的経費の年平均値約10.6億円/年以下となります。（図3-2）

ただし、周期的に充当可能な投資的経費を超える年が発生するため、改修・建替え時期を分割・前倒し、計画的な修繕計画を実施する必要があります。

【注意】

上記の減築シミュレーションは、簡易的に現在の保有総面積を削減した状態でシミュレーションしているため、40年かけて削減するより効果が現れています。
よって実際的には、40年かけて削減した場合の年平均更新費用は過去の実績投資的経費の年平均を上回ると考えられます。

(3) 検討ケース③：公共施設等の工事平準化

- 更新工事の分割や工事時期の前倒しによって修繕・更新費のピークを平準化します。
- 計画的な修繕計画によって充当可能な投資的経費以下に抑えることができます。

検討ケース③として、公共施設等の修繕・更新工事を分割し工事時期を前倒しすることで、修繕・更新費ピークを平準化した際の将来更新費を検討します。

耐用年数どおりに更新工事を行った場合、単年に工事が集中するため、工事を分割し工事時期を前倒しすることで平準化を図ります。工事時期の前倒し期間については、5年以内を目途に設定します。

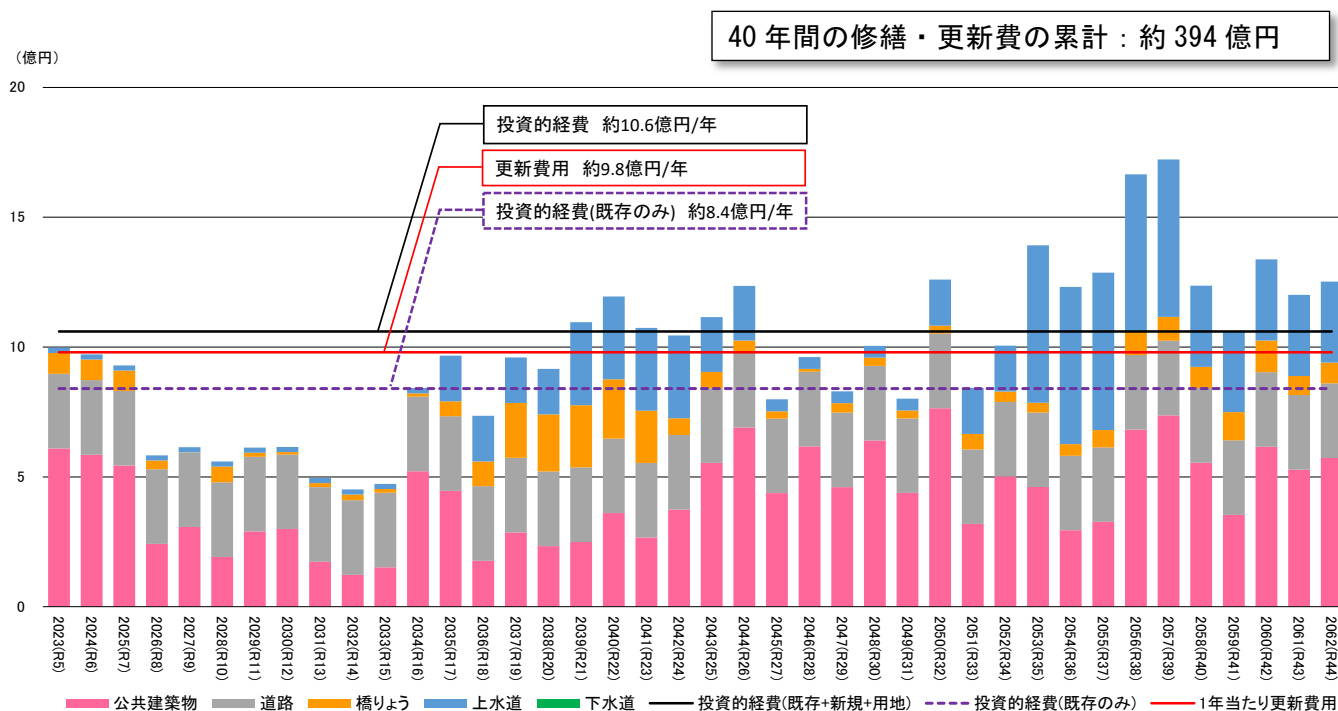


図 3-3 「検討ケース③」 工事の平準化を図った公共施設等の修繕・更新費の推計

公共施設等の長寿命化に加え、公共建築物の延べ床面積を今後 40 年で減築し、かつ修繕工事の分割・前倒しを行った場合の将来更新費用を検討した結果、各年においても本町の充当可能な投資的経費を大きく上回ることなく概ね抑えることが可能になります。（図 3-3）

(4) 公共施設等の管理に関する基本方針

修繕・更新費の縮減に向けた各検討ケースを推計した結果、公共施設等の長寿命化、公共建築物の減築及び公共施設等の修繕・更新に係る工事の平準化を行うことで、本町の過去の実績値から算出した投資的経費以内に抑えることが可能になります。

したがって、本町における「公共施設等総合管理計画」の基本方針を以下に示します。(表3-4)

表 3-4 真室川町における公共施設等総合管理計画の基本方針

基本方針		
①大切に長く使う	②質と量の最適化をめざす	③計画的に推進する
計画的な点検・診断及び修繕による「予防保全型の維持管理」によって、公共施設等の長寿命化を図り、建替えコスト等の修繕・更新費を縮減します。	修繕・更新費のおよそ半分を占める公共建築物については、将来の人口減少等を踏まえ、今後 40 年かけて減築によって修繕・更新費を削減します。	将来の修繕・更新費が一時的に集中することに対し、修繕・更新工事を 5 年以内で計画的に分散する平準化によって修繕・更新のピークをならします。

【数値目標の設定】

今後 40 年間の公共施設等の更新費用が多大なものとなる試算結果に対し、公共建築物については、施設総量の適正化目標を検討する必要があります。適正化目標は、将来負担できる更新費用の上限を現在の投資額と想定し、超過する更新費用の割合に比例する延床面積を縮減する数値目標となります。

総務省ソフトによれば、現状では今後、改修・更新できる施設は 51%程度であり、49%の施設が改修・更新できないこととなる試算となっています。また、耐用年数が長い耐火構造等の建物において長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストの縮減を行えば、改修・更新できる施設は 66%程度となる試算も出ています。

よって、各個別施設計画に基づき長寿命化を図ることを目標とし、施設ごとに個別施設計画を推進していきます。

さらには、将来の人口減少を踏まえ建築物の施設総量を縮減できた場合は、現在の投資額以内に収まるのが費用試算で確認できました。しかし、本町のような山間部を抱え広い面積を有する特性上、一概に減築を図ることは住民サービスの低下につながるため、本計画では施設総量の適正化は複合化や集約化を推進しながら縮減に努めると設定します。

3 公共施設等総合管理計画を実現するための実施方針

(1) 予防保全型維持管理・長寿命化による修繕・更新費の縮減

全ての施設について長寿命化計画等を策定するとともに、計画的な点検・診断及び修繕を行う予防保全型の維持管理とメンテナンスサイクルを構築することで長寿命化に努めます。現在、本町における長寿命化計画等の策定状況は以下の通りです。

■長寿命化計画等が策定済みの公共施設等

- ・公園：「真室川町都市公園長寿命化計画 平成28年3月」
- ・公営住宅：「真室川町町営住宅長寿命化計画 平成29年3月」
- ・上水道：「真室川町上水道アセットマネジメント計画 令和3年2月」
- ・学校施設：「真室川町教育施設長寿命化計画 令和3年3月」
- ・保育施設：「真室川町保育施設個別更新計画 令和3年3月」
- ・下水道：「真室川町下水道ストックマネジメント計画 令和4年4月」
- ・橋梁：「真室川町橋梁長寿命化修繕計画 令和4年6月」
- ・公共建築：「真室川町個別施設計画 令和5年3月」

■長寿命化計画等が策定中又は未策定の公共施設等

- ・道路施設

※都市公園長寿命化計画の内、建築物については教育施設長寿命化計画で再策定

※下水道ストックマネジメント計画の内、下水道管路施設は未策定

このため本町では、道路施設について長寿命化計画等の早期策定に努めます。また、策定済みの施設についても長寿命化計画の検証と見直しが必要です。

(図3-4)

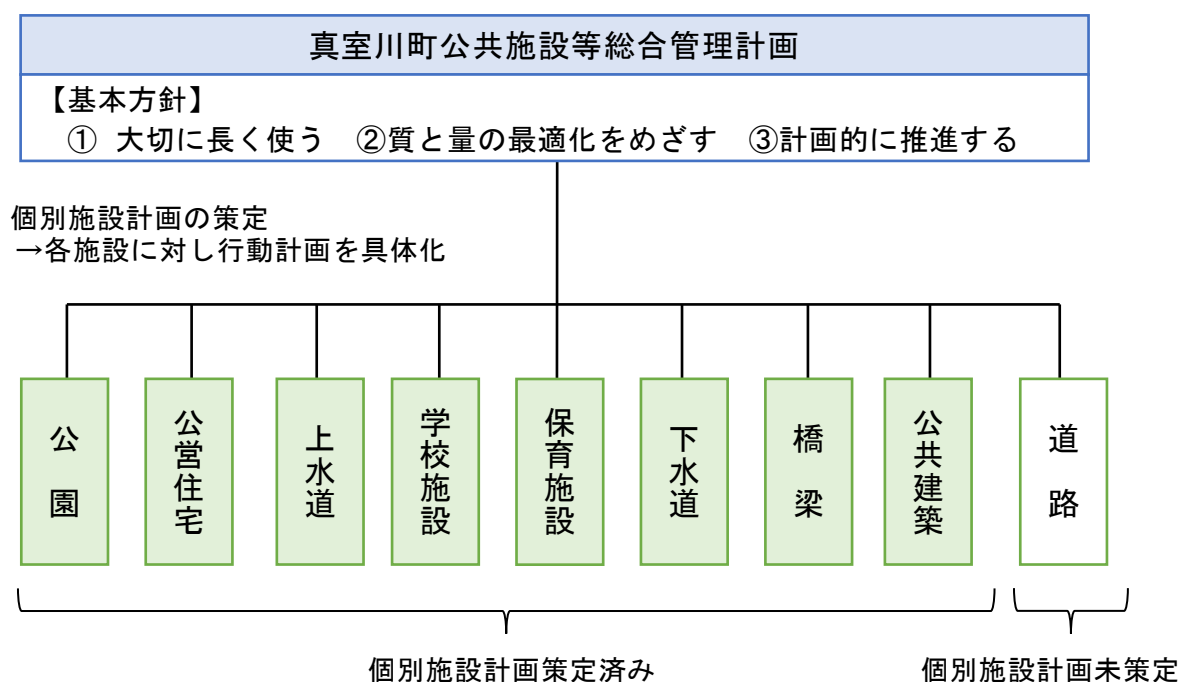
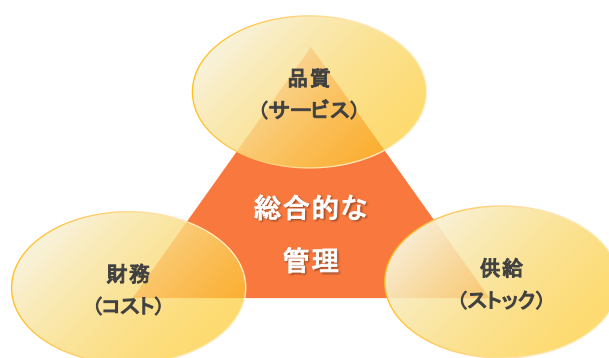


図3-4 本計画と個別施設計画の位置づけ

(2) 公共建築物の質と量の最適化による修繕・更新費の削減

公的不動産(PRE[※])を有効に活用するため、住民ニーズを的確に把握し、利用度の低い施設等については統合・廃止を含めた再配置及び除却等を検討することで、公共建築物の減築に努めます。特に、本町の公共建築物の約3割を占める学校教育施設(閉校も含む。)については、児童生徒数の減少を鑑み、減築等を検討します。

このため、公共施設等を総合的に把握し、必要に応じ公共施設等の諸元や修繕履歴情報等を一元化した統合データベースの構築等も検討します。そして各施設を「品質」、「財務」、「供給」の3つの視点から評価することで、公共施設等の質と量の最適化に努めます。(図3-5)



※参考:「公共施設マネジメントのあり方に関する調査研究報告(平成25年3月)」より
調査研究:財団法人地域総合整備財団くふるさと財団>

「公共施設マネジメント」を導入する必要性

すでに公共施設及びインフラ資産、特に水道管路は老朽化した割合が高くなっています。全国的に少子高齢化時代を迎え、各自治体の税収の減少と扶助費の増加が見込まれる今日においては、健全な自治体経営と公共サービスを継続していくために、保有する公共施設及びインフラ資産を総合的に把握し、財政運営と連動させて管理・活用するための取組みを導入する必要があります。

図3-5 総合的な管理の視点

(3) 修繕・更新工事の分散・分割による修繕・更新費の平準化

各施設の長寿命化計画等に基づいた将来の修繕・更新費を一元化し、町全体としての修繕・更新費を把握します。その結果、投資的経費を上回ることが予測された場合は、各課調整の上、優先順位等を踏まえ更なる工事分割等による予算の平準化に努めます。

[語句説明]

PRE: PRE(Public Real Estate)とは、町などの自治体が所有する公的不動産

4 公共施設等の適正管理に関する実施方針

公共施設等の総量と将来の人口・財源の見通しを踏まえると、これまでの施設等を長期的かつ経済的に管理することが必要であるとともに、将来にわたり安全・安心な施設サービスを提供し、次世代に引き継いでいくことが必要となります。

このためには、各施設において建設から廃止までのライフサイクルコスト^{*}を視野に入れ、点検・診断等の強化によって劣化状況や危険箇所等の状態をモニタリングします。その結果をもとに、中・長期的な個別施設の長寿命化計画を策定したうえで安全・安心を第一に修繕・更新工事を計画的に推進します。

安全な施設等の提供を実現するための実施方針

- 点検・診断等を強化、推進
- 点検・診断結果等の活用と分析による計画的な修繕・更新
- 公共施設等の総合的かつ計画的な管理
- 周辺自治体との連携強化、庁内体制等の構築

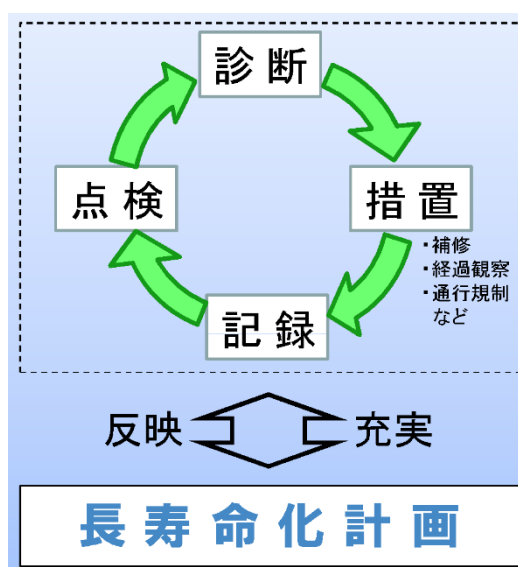
[語句説明]

ライフサイクルコスト：構造物の計画、設計に始まり、施工、運用を経て、修繕、耐用年数の経過により解体処分するまでを建物の生涯と定義して、その全期間に要する費用

①点検・診断等の実施方針

公共施設等は、数多くの部材や設備機器等で構成されています。それらの部材や設備等は、経年劣化に伴い機能が低下していきます。このため、施設の早期劣化や著しい機能低下の見落としを防ぎ、施設利用者が安全に安心して利用できる状態を保つため、日常的な点検活動や定期的な点検・診断等を実施します。

また、実施された点検・診断等の結果や補修・更新履歴等の情報を記録し、継続的に蓄積することで、各施設の劣化状況の把握、メンテナンスサイクルの構築に活用し、計画的な維持管理の実現に努めます。(図 3-6)



出典：道路メンテナンス技術小委員会配布資料より

図 3-6 道路施設のメンテナンスサイクルイメージ

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断等の蓄積したデータを活用・分析することで、公共施設等の計画的な維持管理・改修・建替え等の推進に努めます。

また、公共施設等に求められる機能等を踏まえ、施設等に損傷が生じてから多くの費用を投じて対策する「対症療法的な維持管理(事後保全)」から、公共施設等の長寿命化と計画的にこまめな保全対策による「予防保全型の維持管理(予防保全)」を推進します。

ただし、利用頻度等が低い施設で安全性に影響しないものについては、「対症療法的な維持管理」も適切に使い分け改修・建替え費用の縮減に努めます。

③安全確保の実施方針

高齢者を含む住民が安全に利用できる公共施設等をめざし、点検・診断等の結果から危険部位を発見するとともに、優先順位等を踏まえ施設等の安全対策に努めます。

高度の危険性が認められた公共施設等や経年劣化等により今後とも利用が見込まれない公共施設等については、安全確保の観点から撤去・解体も一つの選択肢に加えた安全対策に努めます。また、周辺自治体との連携も図りながら公共施設等の安全な状態の保持に努めます。

④耐震化の実施方針

公共施設の中には、災害時の防災拠点や避難所としての機能が求められるものがあります。このため、地域防災計画等に基づき、公共施設等の重要度や利用状況等を踏まえ、危険なものについては撤去・解体も選択肢の一つに加え、非構造部材等を含めた耐震診断や耐震対策等の計画的な推進に努めます。

⑤長寿命化の実施方針

すでに長寿命化計画等を策定している公共施設等については、点検・診断結果等の活用によって、計画に沿って優先順位と実施時期を検討の上、新技術・新工法等の活用も見据えながら長寿命化と修繕・更新の推進に努めます。また、策定した長寿命化計画等は、定期的に見直しを行うことで施設管理のPDCA※メンテナンスサイクルの構築に努めます。

一方、長寿命化計画等が未策定の公共施設等においては、施設の役割や劣化状況等の特性を踏まえ、安全性を確保したうえで修繕・更新費の抑制につながるように、状態監視型又は時間計画型等の予防保全の概念を取り入れた長寿命化計画等の策定に努めます。

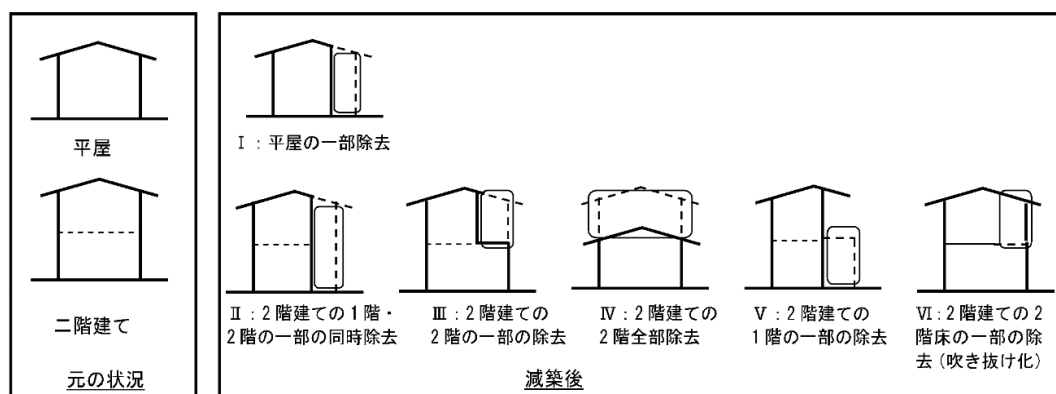
[語句説明]

PDCA：PDCA(Plan(計画)-Do(実行)-Check(評価)-Action(改善)) 事業活動における生産管理や品質管理などの業務を円滑に進める手法の一つ

⑥統合や廃止の実施方針

本町が保有する公共施設等については、将来の修繕・更新費等の削減を図る観点から、施設需要の変化に応じて質と量の最適化に努めます。

このため、近隣施設や類似施設の有無や施設の利用状況及び将来の人口動向等を踏まえ、同じ種類の施設の集約化や異なる施設による複合化、施設の減築、転用及び除却等による施設の再編を検討します。この検討に際しては、住民への十分な情報提供等を図りつつ、民間施設の利用等、多角的な視点から統合や廃止に向けた方針を決定し、サービス水準を低下させないような適正な公共施設等の配置検討に努めます。(図 3-7)



出典：国土交通政策研究所より

図 3-7 減築イメージ図

⑦ユニバーサルデザイン化の方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)」を踏まえ、公共施設等の整備・改修にあたっては、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化による利便性の向上に努め、誰もが安全に利用できる施設を目指します。

⑧脱炭素化の推進方針

持続可能な社会の一環である脱炭素社会の実現に貢献するため、「地球温暖化対策計画(令和 3 年 10 月 22 日閣議決定)」を踏まえ、公共施設において太陽光を始めとした再生可能エネルギーの導入や断熱性能の向上、高効率機器の導入による省エネルギー対策など公共施設等の脱炭素化に向けた取組みを推進します。

⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等が安全・安心な施設サービスの提供を行うためには、適切な管理を推進する必要があります。このためには、各所管が管理する公共施設等に関する様々な情報を一元的に集約・管理する必要があります。また、横断的な各所管の連携・情報共有及び周辺自治体との連携を行うことで全庁的な計画的な管理に努めます。

5 施設類型ごとの適正管理に関する実施方針

本計画の基本的な考え方や、本町の公共施設等の管理に係る既定計画の課題を踏まえ、施設類型ごとの適正管理に関する実施方針を6つの項目に分けて整理します。

個別施設において、既に長寿命化計画等の策定が進んでいる施設については、長寿命化計画等で定めた方針を採用し、未策定の施設については、本計画の基本方針を踏まえ、安全・安心の確保や修繕・更新費の縮減と平準化の実現に向けた実施方針を立案しました。

【施設類型ごとの適正管理に関する6つの実施方針項目】

①点検・診断等の実施方針

日常の巡視・定期点検・臨時点検の方針、点検データの蓄積と老朽化対策への活用 等

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

予防保全の考え方を取り入れる、トータルコスト縮減・平準化をめざす必要がある施設のみ更新する 等

③安全確保の実施方針

事故・倒壊・供用停止等高度の危険性が認められた施設や老朽化等で供用廃止され、今後利用見込みがない施設等への対処 等

④耐震化の実施方針

平常時の安全だけでなく、災害時の防災拠点・避難施設の機能確保 等

⑤長寿命化の実施方針

予防的修繕、塗装や部品の取替え、耐久性の向上 等

⑥統合や廃止の実施方針

供用廃止する場合の考え方、他施設との統合、他用途・民間施設との合築 等

(1) 公共建築物

①点検・診断等の実施方針

・定期点検結果を反映した維持管理

定期点検結果を各棟の劣化状況の把握に活用し、必要に応じて維持管理計画に反映させるように努めます。定期点検の結果の劣化状況に対応した改善・修繕の工夫、実施時期の整理を図ります。

・日常的な点検活動の実施

法で定められた定期点検を引き続き実施するとともに、職員等による清掃及び点検活動を日常的に行い、不具合の発生と予防保全に努めます。

・点検結果等のデータ蓄積

施設本体や設備等の定期点検結果等はデータとして蓄積し、各棟の劣化状況の把握に活用します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

・コスト縮減に配慮した計画的な施設保全の実施

鉄筋コンクリート及び鉄骨の老朽化に伴う劣化が認められた場合には、劣化の進行を抑制するための補修を検討し予防保全に努めます。また、躯体等の補修工事を行う際には、それ以外の部材や設備等についても同時工事を検討し、工事コストの縮減に努めます。

・長寿命化に資する維持管理の実施

屋上の防水性は躯体本体の寿命に大きく影響するため、改修にあたっては、基本的には全面的な実施を検討し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

・事後保全と予防保全の併用

施設や設備等の重要度や緊急度に応じ、事後保全と予防保全を適切に使い分けながらライフサイクルコストの縮減に努めます。

・維持管理手引きに沿った日常点検の推進

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検に努めます。

③安全確保の実施方針

・安全・安心な施設管理の実施

利用者が安全に施設を利用できるようにするため、点検・診断結果等に基づき危険性が認められたものについては、利用状況や重要度等を踏まえ改築・解体・撤去等を含め検討し施設の安全管理に努めます。

④耐震化の実施方針

・耐震性の高い施設の整備

国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(平成 25 年 3 月)」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努めます。

・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

「山形県建築物耐震改修促進計画(令和 3 年 3 月)」及び「真室川町建築物耐震改修促進計画(令和 4 年 3 月)」に基づき、建築基準法による新耐震基準施行(昭和 56 年)以前の建築物を中心に、当該建築物の災害時に果たすべき機能や形態の特性、市街地の特性に応じ、耐震診断・改修促進施策の優先度やメニューを考慮して耐震診断を実施し、必要と認めたものから順次、改修等を推進するよう努めます。

・非構造部等の耐震化

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し防災機能の強化に努めます。

①配管設備類の耐震化の強化、②非常用電源の基本能力の確保、③飲料水の基本水量の確保、④消防防災用設備等の充実、⑤情報・通信システム等の耐震性能の向上

⑤長寿命化の実施方針

・中長期保全計画(修繕・改築等)の検討

継続的な点検活動や維持管理データの蓄積に加え、施設等の長寿命化に資する修繕や改築等を検討し、施設の長寿命化に努めます。

・予防保全的な維持管理

従来に対症療法型の維持管理から予防保全型の維持管理及び耐久性の向上などを図る改善を実施することによって、公共建築物の長寿命化に努めます。

・高耐久材料等による長寿命化

施設の老朽化改築等を行う際は、高耐久な材料等の使用による長寿命化を検討するとともに、削減可能な施設については人口減少を踏まえた減築等についても検討し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

⑥統合や廃止の実施方針

・質と量の最適化

施設機能の最適化の実現に向け、品質・供給・財務の3つの視点で基礎的な施設評価に努めます。

削減可能な施設については、施設評価結果を踏まえ周辺自治体との相互利用、施設の集約化・複合化、統廃合、転用、売却・払下げ、除却及び民間活用等を視野に入れ、施設の最適化に努めます。

1) 町民文化系施設の管理に関する方針

- ・中央公民館は、築年数が経過していることから、町民交流拠点としての更新を含めて検討を進めます。(更新又は長寿命化)
- ・小又地区交流センターは、「真室川町教育施設長寿命化計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・中の股地区交流センターは、「真室川町教育施設長寿命化計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・ふれあいセンター安楽城は、「真室川町個別施設計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・釜淵地区多目的集会施設は、「真室川町個別施設計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・農村環境改善センターは、「真室川町個別施設計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・防雪管理センターは、「真室川町個別施設計画」に基づき継続活用としているため、当面の間は適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)
- ・旧及位地区高齢者活動促進施設は、「真室川町個別施設計画」において継続活用としているため、当面の間は適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)
- ・イベントハウス遊楽館は、「真室川町個別施設計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・森の停車場(駅舎・駅前トイレ)の[駅舎]は、「真室川町個別施設計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・森の停車場(駅舎・駅前トイレ)の[駅前トイレ]は、「真室川町個別施設計画」において継続活用としているため、日常的な保守点検を行い適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)
- ・ふるさと伝承館は、「真室川町教育施設長寿命化計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)

表 3-5 町民文化系施設一覧

施設名	主要建物構造	主要施設建設年度	経過年数	延床面積 (㎡)	備考
中央公民館	鉄骨鉄筋コンクリート	1972	50	2,501.00	
小又地区交流センター	鉄筋コンクリート	1996	26	850.00	
中の股地区交流センター	木造	1992	30	253.36	
ふれあいセンター安楽城	木造	2000	22	333.00	
釜淵地区多目的集会施設	鉄筋コンクリート	1985	37	620.41	
農村環境改善センター	鉄筋コンクリート	1988	34	942.93	
防雪管理センター	鉄筋コンクリート	1981	41	178.00	
旧及位地区高齢者活動促進施設	木造	1998	24	187.00	
イベントハウス遊楽館	鉄骨	2002	20	1,441.24	
森の停車場(駅舎・駅前トイレ)	木造	2003	19	382.19	
ふるさと伝承館	木造	1992	30	291.29	
合 計		11 施設		7,980.42 ㎡	

※釜淵地区多目的集会施設及び農村環境改善センターの面積は建物全体の面積のため、診療所の面積と重複しています。

2) 社会教育系施設の管理に関する方針

- ・歴史民俗資料館は、「真室川町教育施設長寿命化計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・差首鍋地区生涯学習センターは、「真室川町教育施設長寿命化計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)

表 3-6 社会教育系施設一覧

施設名	主要建物構造	主要施設建設年度	経過年数	延床面積 (㎡)	備考
歴史民俗資料館	鉄筋コンクリート	1981	41	516.67	
差首鍋地区生涯学習センター	鉄筋コンクリート	1999	23	2,264.00	
合 計		2 施設		2,780.67 ㎡	

3) スポーツレクリエーション系施設の管理に関する方針

- ・真室川町民体育館は、「真室川町教育施設長寿命化計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・真室川町民武道館は、「真室川町教育施設長寿命化計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・秋山スキー場施設は、「真室川町教育施設長寿命化計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・秋山クロスカントリーハウスは、「真室川町教育施設長寿命化計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・地域産物加工販売施設は、「真室川町個別施設計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・金打沢キャンプ場トイレは、「真室川町個別施設計画」に基づき用途廃止を検討します。(廃止検討)
- ・まむろ川温泉梅里苑の温泉施設及び宿泊施設は、「真室川町個別施設計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・まむろ川温泉梅里苑のコテージ施設等は、「真室川町個別施設計画」に基づき継続活用としているため、当面の間は適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)

表 3-7 スポーツレクリエーション系施設一覧

施設名	主要建物構造	主要施設建設年度	経過年数	延床面積(m ²)	備考
真室川町民体育館	鉄骨鉄筋コンクリート	1989	33	5,711.00	
真室川町民武道館	鉄骨	1980	42	494.25	
秋山スキー場	木造	1988	34	132.92	
秋山クロスカントリーハウス	鉄骨	2003	19	345.06	
地域産物加工販売施設	木造	2001	21	297.00	
金打沢キャンプ場トイレ	木造	1997	25	5.40	
まむろ川温泉梅里苑	木造	1987	35	3,032.83	
合 計		7 施設		10,018.46 m ²	

4) 産業系施設の管理に関する方針

- ・秋山牧場施設群は、「真室川町個別施設計画」に基づき継続活用としているため、当面の間は適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)

表 3-8 産業系施設一覧

施設名	主要建物構造	主要施設建設年度	経過年数	延床面積(m ²)	備考
秋山牧場	木造	2011	11	3,319.00	
合 計			1 施設	3,319.00 m ²	

5) 学校教育系施設の管理に関する方針

- ・真室川小学校は、「真室川町教育施設長寿命化計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・真室川あさひ小学校は、「真室川町教育施設長寿命化計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・真室川北部小学校は、「真室川町教育施設長寿命化計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・真室川中学校は、「真室川町教育施設長寿命化計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・旧西郡分校は閉校後、現在使用していない状況にあります。劣化も進行していることから、解体を検討しています。(削減)
- ・旧平枝小学校は、「真室川町個別施設計画」において活用方針が検討中であるため、施設評価結果を踏まえ施設の集約化・複合化、統廃合、転用、売却・払下げ、除却及び民間活用等を視野に入れ、施設の最適化に努めながら当面の間は適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)

表 3-9 学校教育系施設一覧

施設名	主要建物構造	主要施設建設年度	経過年数	延床面積(m ²)	備考
真室川小学校	鉄筋コンクリート	1993	29	6,973.00	
真室川あさひ小学校	鉄筋コンクリート	1979	43	2,339.00	
真室川北部小学校	鉄筋コンクリート	1999	23	4,258.00	
真室川中学校	鉄筋コンクリート	1981	41	6,121.00	
旧西郡分校	鉄筋コンクリート	1979	43	449.00	
旧平枝小学校	鉄筋コンクリート	1996	26	3,123.00	
合 計			6 施設	23,263.00 m ²	

6) 子育て支援施設の管理に関する方針

- ・安楽城保育所は、「真室川町保育施設個別更新計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・釜淵保育所は、「真室川町保育施設個別更新計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)

表 3-10 子育て支援施設一覧

施設名	主要建物構造	主要施設建設年度	経過年数	延床面積 (㎡)	備考
安楽城保育所	木造	1992	30	390.29	
釜淵保育所	木造	1991	31	431.01	
合 計		2 施設		821.30 ㎡	

7) 保健福祉施設の管理に関する方針

- ・健康管理センターは、「真室川町個別施設計画」に基づき今後策定する計画による活用とするため、予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)

表 3-11 保健福祉施設一覧

施設名	主要建物構造	主要施設建設年度	経過年数	延床面積 (㎡)	備考
健康管理センター	鉄筋コンクリート	1987	35	510.71	
合 計		1 施設		510.71 ㎡	

8) 行政系施設の管理に関する方針

- ・ 役場庁舎施設の庁舎棟は、「真室川町個別施設計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・ 役場庁舎施設の車庫棟等は、「真室川町個別施設計画」に基づき継続活用としているため、適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)
- ・ 消防ポンプ庫45棟は、「真室川町個別施設計画」に基づき適切な管理に努めながら、分団の再編に合わせた統廃合を視野に入れ、施設の最適化に努めながら維持保全を図ります。(維持保全)
- ・ 真室川防災センターは、「真室川町個別施設計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・ 情報センターは、「真室川町個別施設計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)

表 3-12 行政系施設一覧

施設名	主要建物構造	主要施設建設年度	経過年数	延床面積(m ²)	備考
役場庁舎	鉄骨	2020	2	3,710.55	
消防ポンプ庫 45 棟	木造	1979	43	1,227.03	
真室川防災センター	鉄筋コンクリート	2002	20	340.21	
情報センター	鉄筋コンクリート	2004	18	239.90	
合 計		4 施設		5,517.69 m ²	

9) 公営住宅の管理に関する方針

- ・ 錦町住宅は、「真室川町町営住宅長寿命化計画」に基づき継続活用としているため、計画的に修繕を行い適切な管理に努め、維持保全を図ります。(維持保全)
- ・ 宮沢住宅は、「真室川町町営住宅長寿命化計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・ 梅の里団地1号棟は、「真室川町町営住宅長寿命化計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・ 梅の里団地2号棟は、「真室川町町営住宅長寿命化計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・ 駅西住宅は、「真室川町町営住宅長寿命化計画」に基づき継続活用としているため、計画的に修繕を行い適切な管理に努め、維持保全を図ります。(維持保全)
- ・ 子育て応援住宅は、「真室川町町営住宅長寿命化計画」策定後の住宅のため、次回の改定時までは計画的に修繕を行い適切な管理に努め、維持保全を図ります。(維持保全)

表 3-13 公営住宅一覧

施設名	主要建物構造	主要施設建設年度	経過年数	延床面積(m ²)	備考
錦町住宅	PCコンクリート	1973	49	886.30	
宮沢住宅	鉄筋コンクリート	1976	46	678.82	
梅の里団地1号棟	鉄筋コンクリート	1978	45	728.90	
梅の里団地2号棟	鉄筋コンクリート	1979	43	855.96	
駅西住宅	木造	2009	13	763.84	
子育て応援住宅	木造	2016	6	1,048.26	
合 計			6 施設	4,962.08 m ²	

10) 公園(建築物)の管理に関する方針

- ・真室川公園各施設は、「真室川町都市公園長寿命化計画」に基づき継続活用するため日常的な保守点検を行い、適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)
- ・真室川町総合運動公園各施設は、「真室川町都市公園長寿命化計画」に基づき継続活用するため日常的な保守点検を行い、適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)
- ・平枝地区農村公園は、「真室川町個別施設計画」において継続活用としているため、日常的な保守点検を行い、適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)
- ・野々村ため池親水公園は、「真室川町個別施設計画」に基づき当面の間は適切な管理に努め維持保全を図り、利用動向を踏まえながら代替又は修繕さらには解体撤去を判断していきます。(維持保全)
- ・中村河川公園トイレは、「真室川町個別施設計画」において継続活用としているため、日常的な保守点検を行い、適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)
- ・塩根川農村広場管理舎は、「真室川町個別施設計画」に基づき当面の間は適切な管理に努め維持保全を図り、地区活動の動向を踏まえながら代替又は修繕さらには解体撤去を判断していきます。(維持保全)

表 3-14 公園(建築物)一覧

施設名	主要建物構造	主要施設建設年度	経過年数	延床面積(m ²)	備考
真室川公園	鉄筋コンクリート	1967	55	261.51	
真室川町総合運動公園	木造	1999	23	375.00	
平枝地区農村公園	木造	1996	26	32.40	
野々村ため池親水公園	木造	2003	19	41.36	
中村河川公園トイレ	木造	2000	22	6.00	
塩根川農村広場管理舎	木造	1956	66	32.40	
合計		6 施設		748.67 m ²	

11) その他の管理に関する方針

- ・ 斎場は、「真室川町個別施設計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・ 真室川地区除雪ステーションは、「真室川町個別施設計画」に基づき継続活用としているため、当面の間は適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)
- ・ 安楽城地区除雪ステーションは、「真室川町個別施設計画」に基づき継続活用としているため、当面の間は適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)
- ・ 及位地区除雪ステーションは、「真室川町個別施設計画」に基づき継続活用としているため、当面の間は適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)
- ・ 除雪車車庫は、「真室川町個別施設計画」において継続活用としているため、日常的な保守点検を行い、適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)
- ・ 町道管理車庫は、「真室川町個別施設計画」に基づき継続活用としているため、当面の間は適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)
- ・ 町営バス車庫は、「真室川町個別施設計画」に基づき継続活用としているため、当面の間は適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)
- ・ 旧役場庁舎施設は、今後策定する計画による活用とするため、「真室川町個別施設計画」に基づき当面の間は適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)
- ・ 旧及位中学校は、現在貸付中であり、当面の間は適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)
- ・ 旧及位保育所は、現在貸付中であり、当面の間は適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)

表3-15 その他一覧

施設名	主要建物構造	主要施設建設年度	経過年数	延床面積(m ²)	備考
斎場	鉄筋コンクリート	1989	33	276.78	
真室川地区除雪ステーション	軽量鉄骨	2002	20	40.00	
安楽城地区除雪ステーション	鉄骨	1997	25	356.61	
及位地区除雪ステーション	鉄骨	1999	23	176.57	
除雪車車庫	鉄骨	2004	18	942.91	
町道管理車庫	木造	2002	20	52.99	
町営バス車庫	鉄骨	1999	23	105.99	
旧役場庁舎	鉄筋コンクリート	1963	59	2,359.08	
旧及位中学校	鉄筋コンクリート	1986	36	3,238.00	貸付中
旧及位保育所	木造	1969	53	221.40	貸付中
合 計		10 施設		7,770.33 m ²	

12) 病院事業会計施設の管理に関する方針

- ・町立真室川病院及び保健施設は、地域医療に不可欠な施設であるため不具合箇所の改善工事を行いながら予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・釜淵診療所は、釜淵地区多目的集会施設とともに、「真室川町個別施設計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・及位診療所は、農村環境改善センターとともに、「真室川町個別施設計画」に基づき予防保全に努め長寿命化を図ります。(長寿命化)
- ・医師住宅3棟は、継続活用するため日常的な保守点検を行い、適切な管理に努め維持保全を図ります。(維持保全)

表 3-16 病院事業会計施設一覧

施設名	主要建物構造	主要施設建設年度	経過年数	延床面積(m ²)	備考
町立真室川病院及び保健施設	鉄筋コンクリート	2002	20	6,396.18	
釜淵診療所	鉄筋コンクリート	1985	37	620.41	釜淵地区多目的集会施設内
及位診療所	鉄筋コンクリート	1988	34	942.93	農村環境改善センター内
医師住宅3棟	木造	1993	29	283.50	
合 計			4 施設	8,243.02 m ²	

※診療所の面積は建物全体の面積のため、全体施設合計面積と重複しています。

(2) 道路

①点検・診断等の実施方針

・日常管理の継続

日常管理(道路パトロール)を今後も推進することで、路面状況を事前に把握し、効率的な維持管理に努めます。

・定期的な路面性状調査の実施

定期的にひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性等の路面性状調査によって、詳細な路面状況をモニタリングします。

・点検結果等のデータ蓄積

点検結果や修繕履歴等のデータを蓄積・活用することで、計画的な維持管理に努めます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

・優先順位決定による修繕

路線の交通量、重要度、危険度などを考慮し、優先順位をつけ計画的な修繕に努めます。

③安全確保の実施方針

・計画的な安全施設等の整備・管理

子どもや高齢者等の安全対策として、必要な箇所については優先順位等を踏まえ、安全施設の計画的な整備・管理に努めます。

④耐震化の実施方針

・計画的な緊急車両等の走行機能の確保

災害時にも円滑に人命救助や消火活動などが行えるように、緊急輸送路線等の重要路線については、計画的に緊急車両等の走行機能の確保に努めます。

⑤長寿命化の実施方針

・ P D C Aサイクルの確立

日常管理(道路パトロール)や定期的な路面性状調査等のデータを分析し、長寿命化・ライフサイクルコスト削減に資する維持管理に努めます。また、修繕計画や工事内容等は定期的に検証することで、効率的・効果的な維持管理に努めます。

⑥統合や廃止の実施方針

・ 統合や廃止無し

インフラ施設のため、基本統合や廃止は考えません。ただし、今後の利用頻度に応じ、路線の廃止等の検討も考慮します。

(3) 橋梁

①点検・診断等の実施方針

・橋梁の健康状態を把握

定期点検を5年に1回の頻度で実施し、橋梁の健全度を把握します。なお、損傷の発生状況や重要度に応じて点検の頻度や体系の見直しを行い効率的な実施に努めます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

・橋梁の長寿命化及び修繕、架替えにかかる費用の縮減

橋梁の長寿命化により大規模対策を可能な限り回避し、事業の平準化により修繕、架替え時期の集中を未然に防ぐ事で中長期的なコスト縮減を図ります。

③安全確保の実施方針

・予防保全管理による将来的な安全安心の確保

今後の予算状況を踏まえ、重要度の高い橋梁に対して予防保全管理を実施することにより道路利用者に対して将来的な安全安心を確保します。

④耐震化の実施方針

・耐震補強の確実な実施

耐震基準を満たしていない橋梁については、長寿命化対策と併せ、必要に応じて耐震補強を行います。

⑤長寿命化の実施方針

・予防的修繕の取組み

予防的修繕の際には橋の長寿命化に効果のある橋面防水対策・鋼橋防食機能の維持・コンクリートの劣化対策に取り組めます。

⑥統合や廃止の実施方針

・統合や廃止無し

インフラ施設のため、基本的に統合や廃止は考えません。ただし、今後の利用頻度に応じ、路線の廃止に合わせ橋梁の撤去等も検討します。

(4) 上水道施設

①点検・診断等の実施方針

・巡回点検・定期点検の継続

巡回点検や定期点検を継続し、劣化状況等を把握し、効率的な維持管理に努めます。

・点検結果等のデータ蓄積

巡回点検や定期点検結果及び修繕・改修の履歴等のデータを蓄積し、維持管理計画等の活用に努めます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

・事業のスリム化

上水道事業のスリム化を図り費用対効果を検討し、長期的な計画を立て実施していきます。

③安全確保の実施方針

・防災体制の整備

緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努めます。

①応急対策マニュアルの策定、職員に対する教育及び訓練、②管理図面及び災害予防情報の整備、③関係行政機関との連携、④予備資材の確保、⑤緊急時連絡体制の確立

・防災広報活動の推進

災害発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、住民、町内会及び医療施設等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努めます。

・上水道施設の災害予防措置

水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次のとおり災害予防措置の実施に努めます。

①重要施設の安全化の強化、②バックアップシステムの構築、③機械設備や薬品管理における予防対策

③安全確保の実施方針

・災害対策用資機材等の整備

①応急給水用資機材の整備

計画的に給水車、給水タンク、浄水機及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努めます。

②応急復旧用資機材の整備

計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握します。

・生活用水水源の確保

区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握します。

④耐震化の実施方針

・老朽管の耐震化

老朽化した管路は、地震時に損傷・断水する恐れがあるため、基幹管路や重要管路については、計画的に耐震性を有す管路に取り替え、災害復旧で発生する突発的な復旧工事費の削減に努めます。

・配水池の耐震化

非常時の給水機能を有す配水池は、地震後も安定した配水機能が求められるため、耐震診断等を行い必要があれば耐震補強工事等を行うことで施設の機能確保を図ります。

⑤長寿命化の実施方針

・管路の長寿命化

配水管を更新する際は、管路の被覆等による腐食対策を検討し、長寿命化に努めます。

・予防保全の推進

上水施設や設備等については、日常点検や定期点検等によって不具合を早期発見し、予防保全による長寿命化に努めます。

⑥統合や廃止の実施方針

・未使用施設の廃止

現在使用していない施設は廃止等を行い、遊休地の利活用を検討します。

(5) 下水道施設

①点検・診断等の実施方針

・通常点検と詳細点検の継続

処理場や機械等は、日常点検や月例点検など比較的短い周期で行う通常点検を行います。また、定期的な詳細点検によって劣化状況を把握し、効率的な維持管理に努めます。

・点検結果等のデータ蓄積

各施設・主要部品等の劣化状況はデータとして蓄積し、維持管理計画等の活用に努めます。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

・ライフサイクルコスト縮減に配慮した下水道の整備

下水道基本構想等に基づき、高耐久材料等を活用し、ライフサイクルコストの縮減に配慮した下水道の早期整備に努めます。また、下水道の整備に伴い、重複・代替えできる下水処理施設等については廃止・統合等を検討します。

・施設と機器の同時更新によるコスト縮減

点検結果等を踏まえ、施設・設備等を更新する際は周辺機器等の同時更新を検討することで、効率的・コスト縮減に資する維持管理に努めます。

・事後保全と予防保全の併用

管種や劣化要因、優先順位を踏まえ、事後保全と予防保全を適切に使い分けライフサイクルコストの縮減に努めます。

③安全確保の実施方針

・水質保全・浄化の促進

真室川町生活排水処理基本計画に基づき、下水道法事業認可計画区域は公共下水道で、その他の区域は合併処理浄化槽の積極的な設置を行い、町内全域の水質保全・浄化を促進します。

・防災体制の整備

下水道施設が被災した場合、その地下埋設深度が深いことから復旧作業が長期化する可能性があることを考慮し、次のとおり防災体制を整備します。

①組織体制の確立、②応急対策マニュアルの策定、③ライフライン関係機関等との連携

③安全確保の実施方針

・ 広報活動の推進

下水道施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平常時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努めます。

・ 下水道施設の災害予防対策

安全確保対策を講じることで、下水道施設の災害予防対策の実施に努めます。

・ 災害復旧用資機材等の確保

緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、(社)山形県建設業協会の協力を得て必要な資機材等を確保します。

④耐震化の実施方針

・ 管路の更新による耐震化

老朽化した管路は、地震時に損傷し機能喪失する恐れがあるため、耐震性を有す管路への部分取り替え等、コスト縮減に資する工法を検討のうえ耐震対策に努めます。

⑤長寿命化の実施方針

・ 管路の長寿命化

新規整備する下水管路については、耐久性の高い材料等の使用を検討し、管渠の長寿命化に努めます。

・ 予防保全の推進

「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」等に基づき下水道施設の長寿命化計画を策定し、予防保全型の施設管理に努めます。

⑥統合や廃止の実施方針

・ 未使用施設の廃止

現在使用していない施設は廃止等を行い、遊休地の利活用を検討します。

(6) 公園施設

①点検・診断等の実施方針

・これまでの維持管理の継続

直営職員及び委託により、雑草の除草、散乱ごみ等の清掃などが行われ、日常の維持管理水準の確保を図っています。また、施設についても巡回時に異常が認められた場合や利用者からの通報や届出がある場合には、迅速な対応による適切な維持管理に努めているため、これらの日常的な維持管理を今後も継続します。

②維持管理・修繕・更新等の実施方針

・巡回、日常点検による維持管理の実施

一般施設、土木構造物、建築物等では、公園の巡回や日常点検等で劣化や損傷を発見又は確認した場合、あるいは利用者からの通報や届出がある場合には、施設の利用禁止又は直ちに補修を行うなどの迅速な対応に努めます。

・定期点検による維持管理の実施

遊戯施設は、最も重要な施設の一つであることから専門業者による年1回の定期点検を実施します。早期の修繕対応による事故防止措置、遊具に潜む危険因子の排除についても徹底を図り、公園利用者に対する安心・安全の充実に努めます。

・住民参加による維持管理の実施

本町の都市公園では、地域住民団体と町の協働による管理運営により、清掃、除草等の維持管理を行うなど地元住民による維持管理への試みが進められています。今後とも地域とのパートナーシップ強化に努め、快適で安全な公園の維持保全に努めます。

③安全確保の実施方針

・遊具の基準適応性の確認

遊具等は、点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、消耗材の交換等を行うほか必要に応じて利用禁止の措置を行い、安全確保に努めます。

④耐震化の実施方針

・施設の耐震化

公園内に設置されている構造物のうち、震災時に第三者被害につながるものについては耐震化又は不要構造物は撤去等を行い、耐震対策に努めます。

⑤長寿命化の実施方針

・予防保全型による長寿命化の実施

健全度がC(全体的に劣化が進行)・D(全体的に顕著な劣化がある)に該当する施設は、できる限り早急な長寿命化対策の実施又は更新撤去を行います。

事後保全型管理施設・予防保全型管理施設の類型は、ライフサイクルコストの算定結果を踏まえたうえで確定します。

一般施設、土木構造物、建築物については、5年に1回の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認します。また、遊戯施設については専門業者による年1回の定期点検と職員による日常点検を実施し、早期の修繕対応による事故防止措置、遊具に潜む危険因子の排除に努めます。

次回以降(5年後)の健全度調査の結果、長寿命化計画で定めた内容に著しい乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行います。

・事後保全型による維持管理の実施

公園巡回による日常点検および定期点検により公園施設の機能の保全と安全性を維持します。

点検により施設の劣化や損傷を発見した場合は、施設の利用禁止、補修又は撤去・更新を行います。

⑥ 統合や廃止の実施方針

・未使用施設の廃止

現在使用していない施設は廃止等を行い、遊休地の利活用を検討します。

第4章 計画の推進に向けて

1 全庁的な取組み体制

- 公共施設等の将来の修繕・更新に関する予算情報を一元管理します。
- 維持管理に関する意識の向上、各所管の連携・情報共有に努めます。
- 町長のトップマネジメントによる意思決定によるスピード化に努めます。

公共施設等の効率的な維持管理を推進するために、各所管が管理する施設保全に係る将来の予算情報を固定資産管理システム等によって一元的に集約管理するとともに、定期的に情報更新を行います。これによって、各課が管理する公共施設等の修繕要望の優先順位を整理するとともに、適切な予算水準を見据えながら修繕・更新費を平準化することで、財政負担の低減を図ります。

また、これを実現するには、職員が主体となって町全体が一丸となるような点検活動や維持管理、庁内各課の連携と情報共有に努めます。

さらに、町長のトップマネジメント*によって意思決定のスピード化を図ります。
(図 4-1)

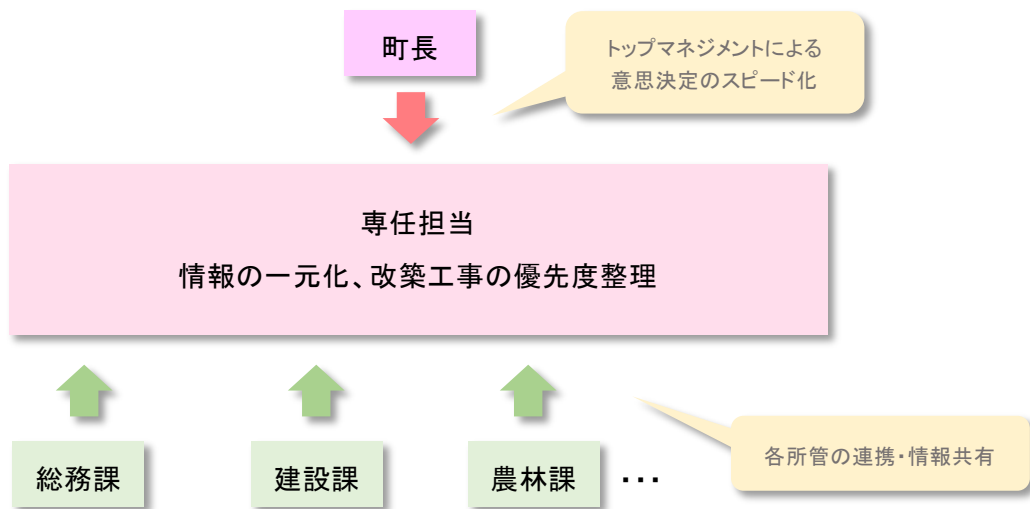


図 4-1 取組み体制の概念図

[語句説明]

トップマネジメント：方向付けを行い、ビジョンを明らかにし、これに対する組織、調整、動機づけ、統制を行うこと。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理にあたっては、本町の将来のまちづくり像を実現するための『真室川町総合計画』・『真室川町まち・ひと・しごと創生総合戦略』と整合させることが重要です。

このためには、本計画は10年ごとに基本的な方針等を見直すPDCAサイクル(図4-2)を構築します。ただし、社会情勢や住民ニーズが大きく変化する場合には、柔軟に計画の見直しを行います。

また、各施設の修繕計画や投資的経費のラインについては、5年ごとに見直しを行うことでより実態に即した公共施設等総合管理計画を推進します。(図4-3)

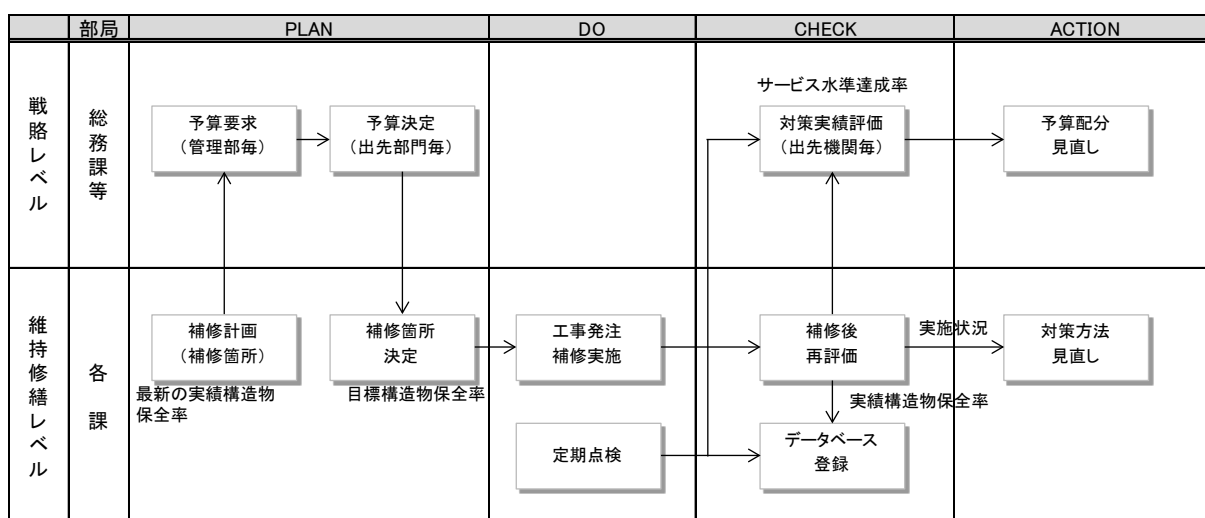


図4-2 PDCAサイクルによる計画の遂行

※参考：「インフラ資産のアセットマネジメントの方法」より

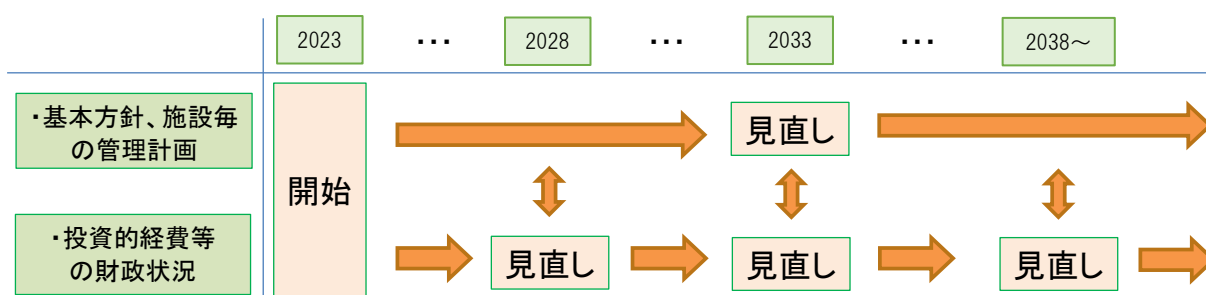


図4-3 公共施設等総合管理計画の進行管理

3 公共施設等の質と量の最適化

(1) 住民等との合意形成

公共施設等の質と量の最適化を図るには、住民や議会等への十分な情報提供と調整及び合意形成を図りながら推進します。

(2) 公共建築物の再編・利活用の推進

1) 再編計画の推進

公共建築物を対象に、近隣施設・類似施設の有無や少子高齢化が進む地区や整備ニーズが高い地区などエリア別の人口動向や利用状況等の視点を勘案したうえで、同じ種類の施設の集約化、異なる施設による複合化、施設の減築、異種施設への転用の組み合わせについて施設再編の計画を検討します。(図 4-4)

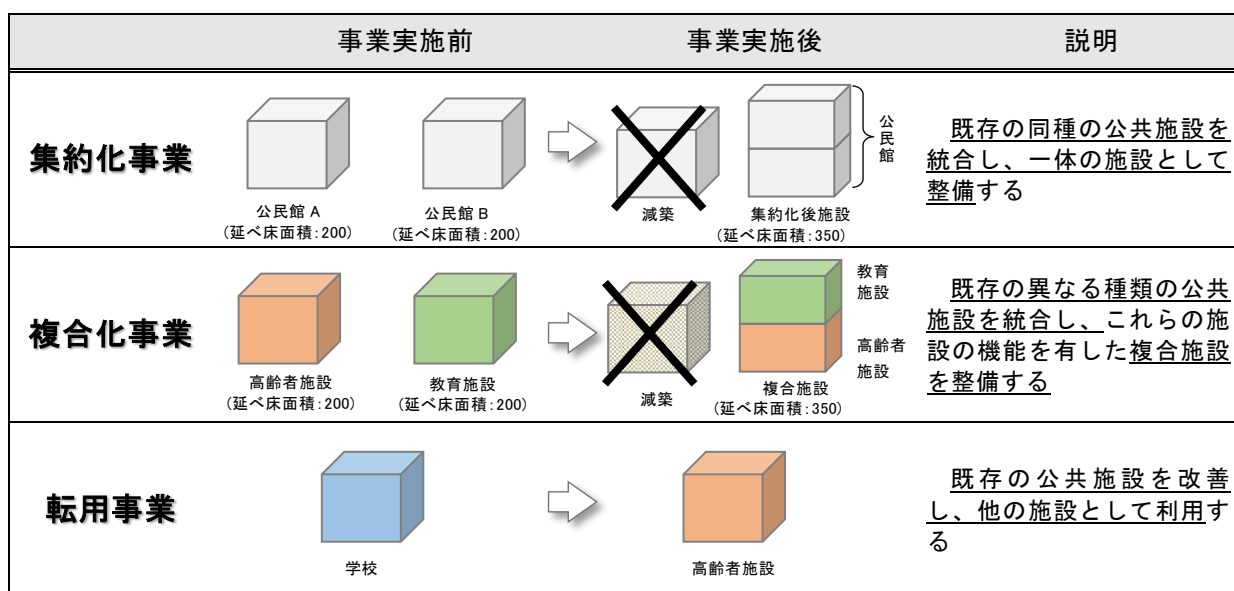


図 4-4 公共施設最適化事業の概要

2) 利活用の推進

本町が保有している低利用・未利用の公共建築物及び公的不動産(PRE)について、民間企業の利活用についてニーズ調査を実施し、売却や貸付け等の利活用を推進します。また、利活用を促すための仕組みについて公平性を確保した上で検討します。低利用・未利用の公的不動産の売却や除却及び貸付け等による収益を公共施設等の更新・運営に係る財源に充当していきます。

4 広域的な連携の取組み

(1) 周辺自治体との連携の推進

本町には、町が管理する公共施設等以外に県や国が管理する道路や河川及び鉄道も多く存在します。このようなことから総合的な公共施設等の維持管理の実現には、県や国、鉄道事業者との連携の推進に努めます。(図 4-5)

また、周辺自治体との連携によって公共建築物等の相互利用を図るなど、従来の枠組みを超えた取組みによって行政サービスの向上と財政負担の低減・経費節約につなげます。

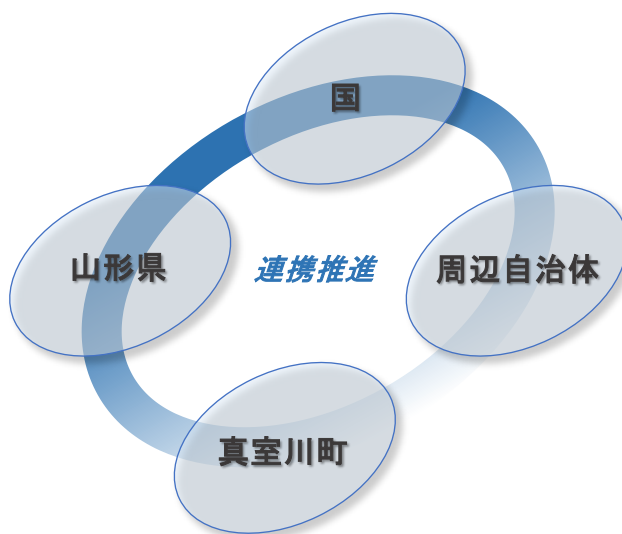


図 4-5 周辺自治体との連携推進イメージ

(2) 官民連携の推進

公共施設等の維持管理をより効率的かつ効果的にするため、一部又は全ての施設運営を民間に委託する官民連携手法を推進します。官民連携を推進するために、手法の整理、その効果の検証、官民連携を推進するための実施方針を検討していきます。

官民連携の手法には、指定管理者^{*}、包括的民間委託^{*}、PPP^{*}、PFI^{*}(BTO^{*}、BOT^{*}、コンセッション方式^{*})等があります。これらの手法は民間企業による投資額や経営権の分担が異なることから、対象施設の運営に合わせたメリット・デメリットを検討し、公共施設等が提供する住民サービスの最適化をめざします。まずは官民連携を試行する施設を選定し、その効果を十分検証して展開していくこととなります。(図 4-6)

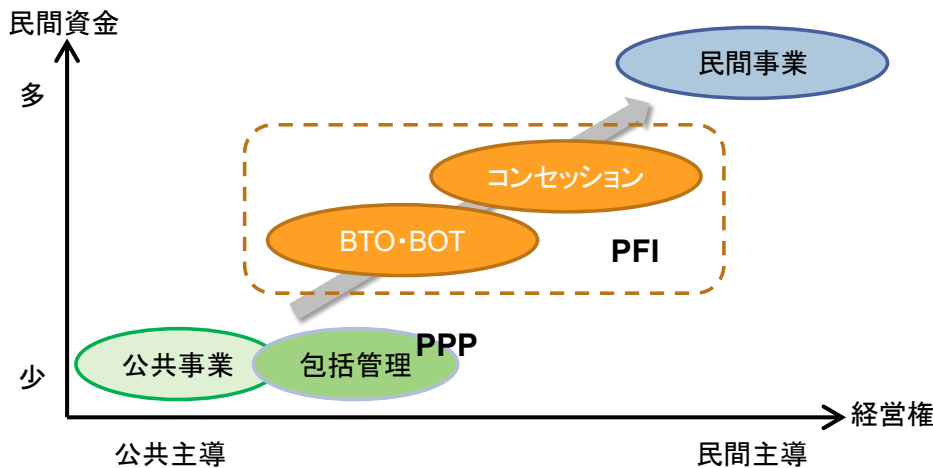


図 4-6 官民連携手法の概念図

[語句説明]

指定管理者	: 地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体のこと。
包括的民間委託	: 「民間事業者が施設を適切に運転し、一定の要求水準(性能要件)を満足する条件で、施設の運営・維持管理について民間事業者(受託者)の裁量に任せる」という性能発注の考え方に基づく委託方式
PPP(Public Private Partnership)	: 行政と民間がパートナーを組んで事業を行うこと。
PFI(Private Finance Initiative)	: 民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法
BTO(Build Transfer and Operate)	: 民間事業者が施設を建設し、完成後に公共に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式
BOT(Build Operate and Transfer)	: 民間事業者が施設を建設し、維持管理及び運営し、事業終了後に公共への所有権移転を行う方式
コンセッション方式	: 高速道路、空港、上下水道等の料金徴収を伴う公共施設等について、施設の所有権を発注者に残したまま、運営を特別目的会社として設立される民間事業者を行う手法

真室川町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月：策定

令和 5 年 3 月：改定

真室川町 総務課

〒999-5312 山形県最上郡真室川町大字新町 124 番 4

TEL: 0233-62-2111

<https://www.town.mamurogawa.yamagata.jp>